

第2編 民 生

市 民 窓 口

市 民 生 活

青 少 年 政 策

文 化 行 政

交 流 親 善

人 權 ・ 男 女 共 同 参 画

防 災

市 民 安 全

環 境 保 全

環 境 衛 生

第1章 市民窓口

市民課

第1節 戸籍・住民基本台帳・窓口業務

市民課では、市民の方に対し「親切・正確・敏速」をモットーとして、市民が生活する上で切り離すことのできない各種証明書の発行や届出等の受理に関する窓口業務を行っている。

急速な社会経済情勢の変化、少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、市民を取り巻く生活環境も大きく変化している。それに伴い市民ニーズも多種多様化し、行政に対する需要も質、量ともに増大している。

このような状況の中、市民サービスの維持向上を念頭におき、限りある財源を有効に活用しつつ、住民記録、印鑑登録、外国人登録及び戸籍の各業務を順次オンライン化するなど、事務の合理化を図り、市民の利便性の向上に努めている。平成17年9月から、平日に住所異動の届出が出来ない方の利便性の向上を図るため、毎月第4土曜日(8時30分～12時00分)に窓口を開庁し、住民異動等の届出を受理している。また、平成29年10月1日から、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始した。

なお、外国人住民については、平成24年7月9日に新たな在留管理制度が導入され外国人登録が廃止された。これにより外国人住民にも住民基本台帳法が適用されることとなり、日本人と同じく住民票が作成されることとなった。

1 本籍数・人口 平成31年3月31日 現在

本籍数	本籍人口	住民基本台帳世帯数	住民基本台帳人口
96,224	234,899	116,417	256,732

2 外国人人口 平成31年3月31日 現在

計	国籍別内容					
	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮	その他
4,931	909	784	665	498	423	1,812

注:住民基本台帳上の数値であり、出生による経過滞在者は含まれず。

3 届書等処理件数

(1) 戸籍届関係

(単位 件)

計	出生	婚姻	離婚	死亡	転籍	その他
10,888	2,159	2,245	671	3,009	1,250	1,554
(3,114)	(542)	(1,231)	(213)	(338)	(419)	(371)

注:()内は他市町村からの送付分を内数で示した。

(2) 住民異動届関係

(単位 件)

計	転入	転出	転居	出生	死亡	主変	世帯変更	職権修正	その他
30,628	7,152	7,121	4,836	1,598	2,613	412	710	5,917	269

注:世帯変更は、分離・合併・変更の計である。

(3) 都道府県別転入状況

(単位 人)

従前の住所地	転入者数			従前の住所地	転入者数		
	男	女	計		男	女	計
北海道	58	40	98	京都府	17	16	33
青森県	33	24	57	大阪府	83	60	143
岩手県	23	12	35	兵庫県	40	34	74
宮城県	43	35	78	奈良県	6	3	9
秋田県	25	12	37	和歌山県	2	5	7
山形県	22	9	31	鳥取県	3	3	6
福島県	30	21	51	島根県	2	0	2
茨城県	70	52	122	岡山県	11	12	23
栃木県	47	33	80	広島県	25	13	38
群馬県	54	27	81	山口県	5	7	12
埼玉県	176	128	304	徳島県	8	5	13
千葉県	176	132	308	香川県	7	8	15
東京都	545	395	940	愛媛県	11	4	15
神奈川県	2,289	2,058	4,347	高知県	4	6	10
新潟県	27	30	57	福岡県	74	44	118
富山県	10	7	17	佐賀県	10	4	14
石川県	28	15	43	長崎県	15	12	27
福井県	4	4	8	熊本県	24	25	49
山梨県	23	19	42	大分県	17	11	28
長野県	36	27	63	宮崎県	21	13	34
岐阜県	13	28	41	鹿児島県	26	14	40
静岡県	172	149	321	沖縄県	28	25	53
愛知県	117	65	182	国 外	459	479	938
三重県	35	18	53	従前の住所なし	0	0	0
滋賀県	22	12	34	計	4,976	4,155	9,131

4 各種証明

(1) 有料証明・手数料及び使用料

証明書種別	区分	金額
印鑑登録証明書	手数料	1通 300円
印鑑登録の再登録 (登録証紛失の場合のみ)		1件 300円
住民票の写し・住民票記載事項証明書		1通 300円
戸籍の附票の写し		1通 300円
戸籍全部(個人)事項証明		1通 450円
除籍全部(個人)事項証明		1通 750円
除籍・改製原戸籍の謄(抄)本		1通 750円
戸籍記載事項証明書		1項目 350円
除籍記載事項証明書		1項目 450円
戸籍届書の記載事項証明書		1通 350円
戸籍届出の受理証明書		1通 350円
上質紙を用いた戸籍届出の受理証明書		1通 1,400円
諸証明		1通 300円
通知カード再交付		1件 500円
個人番号カード再交付		1件 800円(注1)
住民基本台帳の閲覧		(注2)を参照
火葬場		使用料

注：1. 公的個人認証も発行する場合は、公的個人認証の発行手数料が200円のため

合計1,000円

2. 住民基本台帳の閲覧は、平成17年10月から一人当たり300円

3. 火葬場使用料は市外者のみ、12歳以上95,000円、12歳未満60,000円

第2節 市民窓口センター

駅前市民窓口センターは、市民サービスの向上を図るため昭和48年6月、平塚ステーションビル1階に「市役所駅前連絡所」として開設した。その後、利用者増やOA機器導入等により連絡所が手狭となったため、昭和63年7月、平塚MNビル10階に、平成15年2月17日、10階から11階に移転した。

さらに、ひらつかスカイプラザの閉鎖に伴い、平成20年4月1日から柏木ビル1階(明石町)に移転し、市民の利用に供している。

また、市周辺部の人口増により「身近な場所で行政サービスを」という市民ニーズに応えるため、昭和63年から、順次地域市民窓口センターを地区公民館に開設し、現在は、計13箇所(なでしこ、大野、豊田、神田、大神、城島、岡崎、金田、金目、土屋、吉沢、旭南、旭北)に設置している。

さらに利用者のニーズに応えるため、平成7年11月から、駅前市民窓口センターにおいて、土曜日、日曜日、祝日の窓口業務を開始し、平成11年4月1日からは平日の業務終了時間を午後5時から午後8時までに変更し、利用者のさらなる利便性の向上を図っている。

第3節 平塚市聖苑

昭和37年度に建設された火葬場が老朽化したため、平成4年度から全面的な建替え整備を行い、従来のイメージを一新するため、名称も「平塚市聖苑」と改め、平成6年6月13日から供用を開始した。その後、旧火葬棟の解体、車寄せの建設、外構、及び造園工事を行い、平成7年3月に完成した。

平成10年4月の機構改革により環境衛生管理課から市民課に所管替えとなったが、平成20年4月に指定管理者制度が導入され、現在は指定管理者による管理、運営が行われている。

第2章 市民生活

行政総務課、協働推進課、市民情報・相談課

第1節 地域組織

地域活動団体の活性化による地域住民の福祉の向上を図るため、自治会、町内会に対する交付金や、地域住民の話し合いや活動の拠点となる自治会館等の新築、増改築等の工事費に対し補助を行っている。

1 自治会等設立状況

組織団体数	加入世帯数	全世帯数	加入率
229	79,931	110,410	72.4%

2 地域組織育成事業交付金	3,707,765 円
3 自治会地区連合会交付金	1,483,080 円
4 地区自治会組織一括交付金	40,305,500 円
5 自治会連絡協議会交付金	501,000 円
6 自治会館等建設事業費補助金	

(1) 交付基準

ア 新築（自治会館）	工事費の5割以内の額とし、1,000万円を限度とする。
イ 新築（防災倉庫）	工事費の5割以内の額とし、200万円を限度とする。
ウ 建替え統合	2つ以上の自治会館等を一箇所に統合し、建て替える工事費の5割以内の額とし、1,500万円を限度とする。
エ 増改築	工事費の5割以内の額とし、500万円を限度とする。
オ 補修	工事費が10万円以上のものについて、工事費の5割以内の額とし、200万円を限度とする。
カ 建物の購入	建物の購入に要する経費の5割以内の額とし、500万円を限度とする。
キ 土地の取得	取得費（土地の売買価格）の5割以内の額とし、1,000万円を限度とする。

(2) 交付状況

区分	件数	補助金額
新築（自治会館）	0件	—円
新築（防災倉庫）	8件	1,379,000円
建替え統合	0件	—円
増改築	0件	—円
補修	15件	4,351,000円
建物の購入	0件	—円
土地の取得	0件	—円
計	23件	5,730,000円

7 自治会館等建設事業資金融資及び利子補給

(1) 融資の実行機関（市の指定する金融機関）

平塚信用金庫、湘南農業協同組合

(2) 融資及び利子補給基準

ア 融資対象 自治会館等建設事業費補助金を交付決定した事業

イ 融資金額 事業費の総額が 200 万円以上のもので、事業費より補助金交付額を控除した額の 70%以内で、1 件 700 万円を限度とする。

ウ 融資条件 貸付利率 融資開始前年度 4 月 1 日の長期プライムレートによる
返済方法 年賦償還として 5 年償還

エ 利子補給額 融資金額に対する利子の 2 分の 1 以内の額

(3) 平成 30 年度 融資状況

ア 新規融資件数 0 件

イ 利子補給件数 0 件

第 2 節 コミュニティづくり

地域が主体となったまちづくりを展開するため、地域内が連携しやすい環境づくりを進めている。

1 地域自治の推進

「地域自治推進事業」において、概ね小学校区のエリアで、地域で活動する様々な団体や市民等が連携し、地域が抱える課題を地域が主体となり解決する取組みに対して「地域課題解決推進事業交付金」の交付や様々な地域情報を共有していくホームページ「ちいき情報局」の開設支援を行っている。また、コミュニティ活動に携わる人材の育成やすそ野の拡大を目指し、NPO と協働で「ひらつか地域づくり市民大学」を開催している。

平成 30 年度 地域課題解決推進事業交付金対象事業	9 事業
ちいき情報局開設数	19 局 (21 地区)
ひらつか地域づくり市民大学	公開講座参加者数 81 人 本講座 (全 5 回) 120 人

2 コミュニティ活動助成備品貸し出し制度

市民とのふれあいを通じて地域社会の発展を図るため、コミュニティ活動を行う自治会、町内会や子ども会、青少年団体等に対して、コミュニティ活動助成備品を無料で貸し出している。

備品名 綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、発電機、テント、
ワイヤレスアンプ、焼きそば台、おでん鍋、焼きもの器

平成 30 年度 貸出実績 230 件

3 みんなのまち情報宅配便制度

情報共有や市民参加の機会の充実に向け、市民グループが希望する場所に市職員が出向き、市

の事業や施策の説明や意見交換を行っている。

平成30年度 実施回数 21回 参加人数 686人

4 市民活動災害補償制度

市民活動やボランティア活動中の参加者が傷害を受けた場合や、市民活動の指導者等が損害賠償を請求された場合補償を行っている。

平成30年度 傷害事故件数 37件 賠償責任事故件数 1件

5 全国市長会市民総合賠償補償保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵（欠陥）などに伴い、市に法律上の賠償責任が生ずることにより支払った賠償額に対し、保険金をてん補する「全国市長会市民総合賠償補償保険」を導入している。

平成30年度 賠償責任事故件数 5件

第3節 平和推進事業

昭和60年12月20日に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、広く市民に平和の尊さ、大切さを普及啓発する事業を展開しているが、平成30年度は、恒久平和を願い、平和月間の設定、平塚空襲・原爆被爆体験をきく会、市民平和の夕べ、市民キャンペーン、市民広島派遣、宣言文の普及など、市民団体（22団体）の協力を得て、次のように行った。

区分	事業	内容
1市が独自に行う事業	平和月間の設定	7月9日から8月15日までの間を平和月間と定め、平和普及展等平和関連事業を集中して実施した。
	平塚空襲の体験をきく会	<p>【大住中学校】 ア 日時 6月29日（金） 午後2時30分から午後3時20分まで イ 会場 平塚市立大住中学校体育館 ウ 参加者 大住中学校2年生 99人</p> <p>【花水小学校】 ア 日時 9月19日（水） 午前10時50分から午後0時10分まで イ 会場 平塚市立花水小学校体育館 ウ 参加者 花水小学校6年生 165人</p> <p>【豊田小学校】 ア 日時 12月5日（水） 午前10時55分から正午まで イ 会場 平塚市立豊田小学校図書室 ウ 参加者 豊田小学校6年生 38人</p>

1 市が独自に行う事業		<p>【崇善小学校】 ア 日 時 12月14日(金) 午前10時55分から正午まで イ 会 場 平塚市立崇善小学校体育館 ウ 参加者 崇善小学校6年生 117人</p> <p>【松延小学校】 ア 日 時 平成31年1月10日(木) 午前10時55分から正午まで イ 会 場 平塚市立松延小学校大教室 ウ 参加者 松延小学校 88人 (以上、全ての内容と講師) 内 容：平塚空襲の体験談 講 師：江藤 巖(平塚の空襲と戦災を記録する会)</p>
	原爆被爆体験を きく会	<p>【大住中学校】 ア 日 時 6月8日(金) 午後2時30分から午後3時20分まで イ 会 場 平塚市立大住中学校体育館 ウ 参加者 大住中学校2年生 99人 内 容：アニメーション上映、原爆被爆体験談 講 師：中村 雄子(神奈川県原爆被災者の会)</p>
	写真パネル展	<p>市庁舎本館多目的スペースで3回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和普及展(7月9日～20日) ・原爆と人間展(7月30日～8月10日) ・核兵器廃絶平和都市宣言普及パネル展(12月17日～27日)
2 市民と共に行う事業	市民平和のタベ	<p>8月12日に平塚市総合公園大池付近で実施 内 容：灯ろう流し、すいとん試食、「平和の折り鶴ボード」製作、コーラス、平和のキャンドル点灯、平和アニメ映画の上映等</p>
	市民キャンペーン	<p>平塚空襲の日市民キャンペーン、秋の市民キャンペーン(浅間祭)など延べ5日間4会場で実施し、平和の尊さ、大切さを伝えるとともに、平和モニュメントの普及を図った。</p>
	市民広島派遣	<p>市民(小学校4年生から中学校3年生までの児童、生徒とその親等10組)20人を8月5日から7日までの間、平和記念式典への参列、平和記念資料館の見学及び灯ろう流しへの参加などにより平和の尊さを体験してもらうため、広島市に派遣した。</p>
	宣言文の普及	<p>小学校6年生を対象としたリーフレットを作成し、小学校等に配布した。</p>
3 市民団体等の事業支援		<p>市民団体等が主催した平和行進等の平和事業を支援した。</p>
4 全国規模事業への参加		<p>8月6日に広島市で開催された平和記念式典に参加した。</p>
5 生活物品、記録の収集・保管		<p>数少なく、貴重になってきている戦時中の生活物品、記録文書等を博物館で収集・保管</p>

6 平和映画フィルムの活用	中央図書館視聴覚ライブラリーで平和映画フィルムの貸出しや平和映画会を行った。
---------------	--

第4節 消費者行政

近年、高齢者を狙った詐欺的商法、住宅リフォームなどのトラブルの他、次々販売やインターネットの利用に伴う架空請求・不当請求等の悪質商法に関する被害が増加しており、市民を取り巻く生活の不安は続いている。

これらに対応するため、本市では消費生活における市民の安全と利益の確保を図り、市民が安心して健全な消費生活を営むことができるよう、平成15年5月に平塚市消費生活センターを開設し、専門の相談員を配置して消費生活相談に応じるなど消費者行政の推進に取り組み、具体的には次のような事業を行っている。

1 消費生活相談

消費者問題が複雑化、多様化する中で、消費者被害の迅速な救済と未然防止を目的に消費生活センターにおいて消費生活相談を実施し、消費者の自立支援に努めた。

(1) 相談日・時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）

午前9時30分～午後4時

(2) 平成30年度 消費生活相談件数 合計 3,700件

新規相談件数 2,926件

継続相談件数 774件

(3) 苦情相談の概要

苦情相談の上位5品目（別表1のとおり）

契約当事者年代別苦情相談上位5品目（別表2のとおり）

2 消費生活講座

消費者である市民に対して、消費生活に関する情報や知識を提供することにより、消費者被害を未然に防止するとともに消費者の自立支援を目的に各種講座を開催した。

(1) 暮らしの講座（全3回）

ア 6月30日実施 参加者：21人

テーマ：「がん患者だから話せる、医療保険・がん保険」

イ 10月30日実施 参加者：13人

テーマ：「輸入食品の安全・安心を守るため～検疫所の業務と事業者の取組み～」

ウ 11月17日実施 参加者：22人

テーマ：「終活リノベーションのすすめ～見えない先を総ざらい★葬儀・お墓・相続など～」

(2) 親子消費者教室（全2回）

ア 8月11日実施 参加者：4組10人

テーマ：「“エシカル消費”って何？ ～日々の買い物で世の中が変わる～」

- イ 8月18日実施 参加者：21組45人
テーマ：「カレー作りゲームで楽しく学ぶ親子おこづかい講座
～オリジナル貯金箱も作るよ～」

(3) 消費者被害未然防止出前講座

消費生活相談員が講師となり、公民館や大学等に出向いて32回実施した。

参加者 合計5,157人

3 消費者月間啓発パネル展示

消費者庁は、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を行っている。

本市においても、当該月間を周知し、消費者啓発及び消費者被害未然防止の一層の推進を図ることを目的に「消費者月間啓発パネル展示」を実施した。

- (1) 実施日 5月7日～5月18日
(2) 内容 「ともに築こう豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」をテーマに消費者啓発、消費者被害未然防止の推進及び消費生活センターの業務等を周知した。

4 消費生活展

消費者団体と連携し、暮らしに役立つ知恵や情報を実物やパネルを使ってわかりやすく展示したブースを設置し、来場者に消費生活に関する知識や情報を提供することを目的に「みんなの消費生活展」を開催した。

- (1) 開催日 9月23日
(2) 来場者 581人
(3) テーマ 「ともに築こう豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」(消費者月間テーマ)

5 消費者被害未然防止キャンペーン

(1) 消費者被害未然防止街頭キャンペーン

神奈川県は、毎年10月の第2土曜日から1週間を「かながわ消費者週間」と位置づけている。本市においても市内消費者団体と連携し、当該週間の周知をするとともに、消費者啓発及び消費者被害未然防止の一層の推進を図ることを目的に、「消費者被害未然防止街頭キャンペーン」をJR平塚駅周辺で実施した。

ア 実施日 10月18日

イ 内容 通行人に対する啓発、消費者被害未然防止の呼びかけ、啓発物品の配付及び消費生活センターの周知

(2) 東海大学建学祭被害未然防止キャンペーン

全国消費生活相談員協会関東支部からの参加協力依頼を受けて、東海大学湘南校舎で実施した。

ア 実施日 11月3日

イ 内 容 大学祭来場者に対する啓発、消費者被害未然防止の呼びかけ、啓発物品の配付及び消費生活センターの周知

6 広報活動

消費者啓発及び消費者被害未然防止の一層の推進を図るため、各種広報活動を実施するとともに、消費生活センターの周知に努めた。

(1) スポットCMを作成し、消費者被害未然防止及び消費生活センター周知・案内などを湘南コミュニティ放送(ナパサ)で放送。

実施期間 平成30年12月～平成31年2月

(2) 神奈川中央交通の路線バス車内窓上部に消費者被害未然防止及び消費生活センター周知・案内広告を掲出。

実施期間 平成30年11月13日～平成31年1月12日

(3) タウンニュース(5月)及び湘南ジャーナル(10月)に消費者被害未然防止広告を掲載。

(4) 悪質商法撃退シールを作成し、平塚警察署等と連携して、高齢者学級、消費生活センター等で広く配布。

7 消費者教育の推進

学校教育や社会教育の中で消費者教育の一層の浸透を目的として、消費者教育講座等を開催するとともに児童生徒向け消費者教育副教材や若年層用啓発物品を配付することにより、消費者教育の学習機会充実を図った。

(1) 消費者教育講演会(教育委員会教育指導課共催)

ア 実施日 6月26日

イ 参加者 44人

ウ テーマ 「ケイヤクをつかむ! ～消費者市民教育入門～」

(2) 児童生徒向けの消費者教育パンフレットを市内小学4年生及び中学1年生全員に配布。

(3) 若者向け消費者啓発物品を、神奈川大学で配布。

(4) 新成人向け啓発リーフレットを新成人全員に郵送。

8 広域行政

複雑、多様化する消費者問題への対応を円滑に推進するため、3市2町消費者行政連絡協議会(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町で構成)を組織し、消費生活に関する研修、情報交換や啓発活動を共同実施した。

9 家庭用品品質表示法及び製品安全四法に基づく立入検査

「家庭用品品質表示法」、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、関係商品を取り扱う市内店舗への立入検査を実施した。

別表1 苦情相談の上位5品目

順位	品目	件数	備考
1	商品一般	1,100件	架空請求ハガキ等の商品が特定できないもの
2	デジタルコンテンツ	245件	ワンクリック請求等
3	工事・建築	88件	リフォーム等
4	不動産賃借	70件	退去時の原状回復費用等
5	インターネット接続回線	59件	インターネット回線等の料金やサービス

別表2 契約当事者年代別苦情相談上位5品目

年代 順位	20歳未満 [35件]	20歳代 [102件]	30歳代 [123件]	40歳代 [242件]	50歳代 [365件]	60歳代 [622件]	70歳代以上 [967件]
1	デジタル コンテンツ (8件)	不動産賃借 (12件)	デジタル コンテンツ (21件)	デジタル コンテンツ (32件)	商品一般 (101件)	商品一般 (373件)	商品一般 (517件)
2	自動車運転 教習所 (3件)	デジタル コンテンツ (9件)	不動産賃借 (10件)	商品一般 (21件)	デジタル コンテンツ (47件)	デジタル コンテンツ (66件)	デジタル コンテンツ (52件)
3	商品一般 (2件)	商品一般 (6件)	医療 サービス (7件)	不動産賃借 (14件)	工事・建築 (15件)	工事・建築 (11件)	工事・建築 (36件)
4	他の健康食品 (2件)	四輪自動車 (4件)	商品一般 (6件)	工事・建築 (9件)	インターネット 接続回線 (14件)	インターネット 接続回線 (11件)	新聞 (19件)
5	他の化粧品 他1品目で 2件計上	エステティック サービス 他1品目で 4件計上	四輪自動車 (5件)	インターネット 接続回線 (8件)	不動産賃借 他1品目で 10件計上	新聞 (9件)	ファンド型 投資商品 他1品目で 17件計上

※年齢不明 256 件は除く

第5節 市民相談

昭和39年度から市民相談室を設置し、市民の日常生活に関わるさまざまな問題の解決に向け、多様な相談種別を設けている。

平成30年度における実施状況は次のとおりである。

1 相談状況

種 別	相 談 日	相 談 員	関 係 課	相談件数
行 政 相 談	毎月 第1(月)	行 政 相 談 委 員	市民情報・相談課	0
法 律 相 談	毎週(水)(木) (第5週を除く)	弁 護 士	〃	470
登記・供託相談	毎月 第2(金)	司 法 書 士	〃	46
測量・境界相談	偶数月 第2(金)	土地家屋調査士	〃	9
住宅(新築・リフォーム)相談	毎月 第3(火)	湘央建設組合員	〃	11
市 民 相 談	月 火 水 木 金	市 民 相 談 員	〃	821
許認可各種届出相談	毎月 第1(火)	行 政 書 士	〃	37
発明・考案・特許相談	毎月 第3(月)	(一社)神奈川県 発 明 協 会 員	産 業 振 興 課	15
年金・社会保険・ 労 災 相 談	毎月 第2(火)	社会保険労務士	市民情報・相談課	19
外国籍市民相談 (スペイン語)	毎週(火)	通 訳 者	文化・交流課	129
外国籍市民相談 (ポルトガル語)	毎週(水)	通 訳 者	〃	39
税 務 相 談	毎月 第4(金)	税 理 士	市民情報・相談課	59
不 動 産 相 談	毎月 第1(金) 第3(金)	(公社)神奈川県宅地 建物取引業協会 不 動 産 鑑 定 士	〃	72
多重債務相談	毎月 第2(火)	認 定 司 法 書 士	〃	28
分譲マンション 管 理 相 談	毎月 第4(月)	マンション管理士	〃	5

※祝日及び12月29日～翌年の1月3日は除く

第6節 市民活動

多様化する市民ニーズや社会的課題に、市民が自らの意志で主体的に取り組む「市民活動」が様々な分野で芽生え、きめ細かな公共サービスの提供や社会的課題解決の新たな担い手として期待されている。

このような中、市民の積極的な参加による魅力と活力あふれる地域社会の実現をめざし、市民活動の活性化支援のための施策を展開している。

1 平塚市市民活動推進委員会

公募市民、市民活動団体関係者、学識経験者、事業者などで構成され、市民活動の推進に関して必要な事項を調査審議する。平成30年度は平塚市協働のまちづくり基金の検討、ひらつか市民活動センターの今後のあり方の検討などを行った。

2 ひらつか市民活動センター

様々な分野の市民活動を支援する拠点として、平成15年5月1日に開設した。会議室や打ち合わせ場所、チラシなどを作成する機材、活動のための備品などを保管するロッカーやレターケースなどがある。また、平成29年度から、NPOとの協働運営を開始し自主事業を展開するほか、市民活動団体情報ファイルやホームページなどの管理運用、メルマガ（毎月）や「情報紙ひらつかの風」（隔月）を発行した。

(1) 自主事業（平成30年度）

ア 講座・研修会

(ア) NPO実務講座 ①「NPO法人の会計と活動計算書」

4月19日（木） 参加者 6人

講師 ひらつか市民活動センタースタッフ、株式会社ソリマチ 清水 圭太 氏

(イ) 市民活動応援講座 ①「NPO法人のつくり方」

6月30日（土） 参加者 21人

講師 ひらつか市民活動センタースタッフ

事例紹介 NPO法人平塚のら猫を減らす会 平田 昇 氏

(ウ) 市民活動応援講座 ②「初めての助成金 ～申請と活用の方法～」

9月29日（土） 参加者 12人

講師 NPO法人CANPAN 山田 泰久 氏

(エ) 市民活動応援講座 ③「思わず目をひくNPOのための情報発信講座」

10月25日（木） 参加者 17人

講師 株式会社ボンド 市川 靖洋 氏

(オ) 市民活動応援講座講座 ④「居心地の良い場のつくり方講座

～場づくりの基本と良い仲間のつくり方～

11月24日（土） 参加者 25人

12月8日（土） 参加者 25人

講師 NPO法人れんげ舎 長田 英史 氏

(カ) NPO実務講座 ②「NPO法人の会計&税金無料相談会」

1月25日(金) 参加者 2人

相談員 税理士 2人

(キ) 市民活動応援講座講座 ⑤「事業報告書の書き方講座」

2月8日(金) 参加者 7人

講師 一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ 手塚 明美 氏

イ 団体間交流・連携事業

(ア) まちづくりミーティング コミュ☆カフェ 「認知症の方への理解と対応」

6月13日(水) 参加者 13人

(イ) まちづくりミーティング コミュ☆カフェ 「いざという時の防災まめ知識」

8月8日(水) 参加者 16人

(ウ) まちづくりミーティング コミュ☆カフェ 「子ども食堂の課題とこれからの広がり」

10月10日(水) 参加者 24人

(エ) まちづくりミーティング コミュ☆カフェ 「若者まちづくりミーティング」

12月12日(水) 参加者 17人

(オ) まちづくりミーティング コミュ☆カフェ 「旅のことばカードを使って認知症について話そう」

1月16日(水) 参加者 15人

(カ) 企業・NPOパートナーシップミーティング

1月30日(水) 参加者 14団体 企業8社 33人

(キ) 利用団体交流会

3月17日(日) 参加者 60人

ウ 市民活動団体との共催事業

(ア) パソコン講習会共催事業 「パソコン相談会」

偶数月の第3日曜日 4月15日、6月17日、8月19日、10月21日、12月16日、
2月17日

計6回 参加者 26人

ばそかふえ 計24回 参加者 241人

共催 NPO法人ひらつかITサポート

(イ) ホームページ作成講座 入門コース

9月8日(土) 参加者 2人

11月10日(土) 参加者 3人

共催 NPO法人ひらつかITサポート

(ウ) ホームページ作成講座 ステップアップコース

9月15日(土) 参加者 3人

11月17日(土) 参加者 2人

共催 NPO法人ひらつかITサポート

- (エ) Excel講座 基礎編
12月5日(水) 参加者 6人
1月19日(土) 参加者 5人
共催 NPO法人ひらつかITサポート

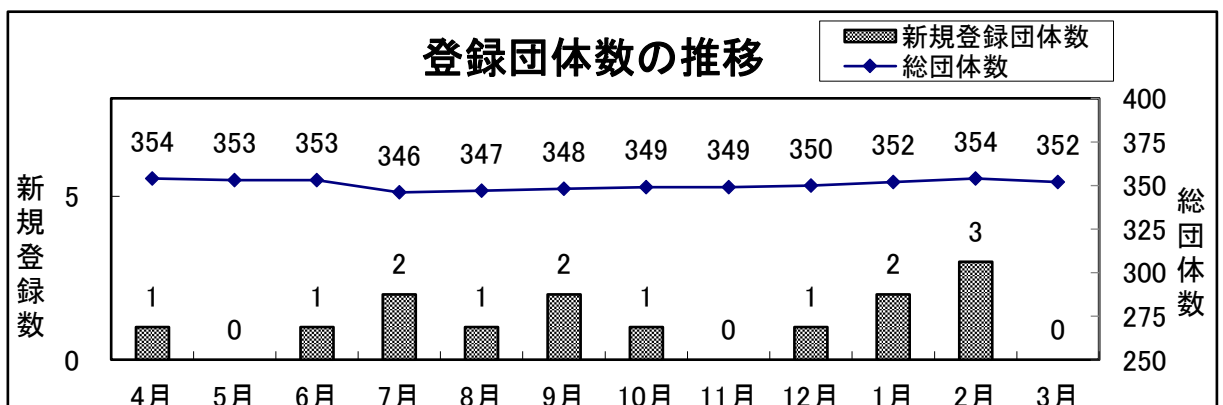
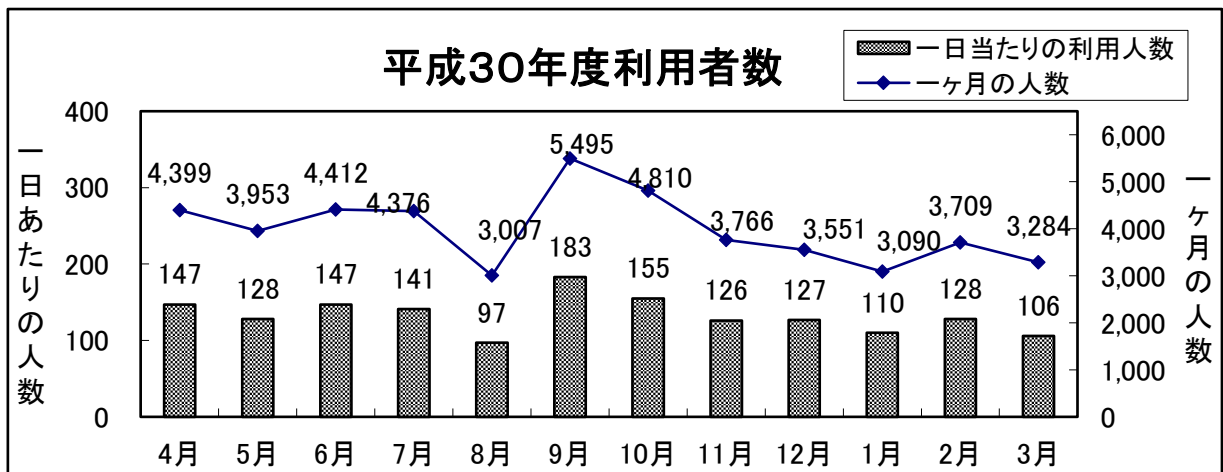
- (オ) Excel講座 会計編
12月12日(水) 参加者 2人
1月26日(土) 参加者 3人
共催 NPO法人ひらつかITサポート

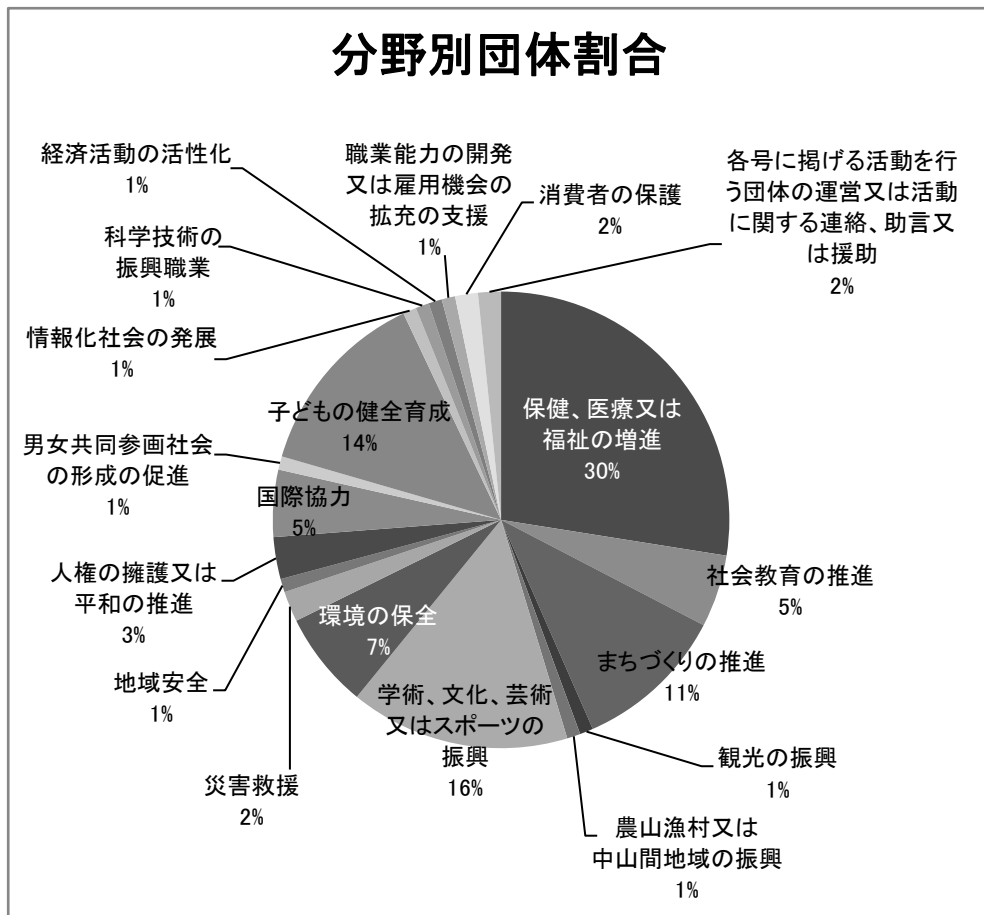
エ 市民ボランティア育成支援事業

- (ア) ユースボランティア
7月21日(土)～8月26日(日) 参加者 64人
ボランティア受入団体 27団体
後援 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会、平塚市教育委員会、神奈川県教育委員会

- (イ) 市民活動センターまつり 「笑顔の数だけ人はつながる」
9月23日(日) 出展団体 54団体 参加者 1,800人

(2) 利用者数・登録団体数の推移等 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)





- (3) 市内に主たる事務所を有するNPO法人数（平成31年3月31日現在）
98団体（うち、認定NPO法人は3団体）

3 公益信託ひらつか市民活動ファンド

市民の自主的な公益活動（市民活動）を助成金の給付により支援するため、平成15年7月に3,000万円の信託財産で創設し、年間助成総額300万円以内で、公益信託として運用している。

平成30年度は、入門コース（1団体限度額10万円）に3団体、活動のさらなる発展をめざす団体を対象とした発展コース（1団体限度額50万円）に9団体、組織基盤の整備により、活動の発展をめざす団体を対象とした組織基盤整備コース（1団体限度額20万円）に2団体の応募があり、書類審査及び公開審査会を経て、入門コース3団体21万円、発展コース7団体150万円、組織基盤整備コース1団体20万円、総額191万円の助成を行った。

平成29年12月18日（月）～平成30年1月31日（水）平成30年度実施事業の助成対象団体募集

平成30年3月3日（土）平成30年度実施事業公開審査会

4月21日（土）平成29年度実施事業活動報告会

平成31年4月27日（土）平成30年度実施事業活動報告会

※ 公益信託とは、公益信託ニ関スル法律に基づき、個人や法人（委託者）が育英奨学、まちづくり、福祉や環境保全など一定の公益目的のために財産を信託銀行など（受託者）に信託譲渡し、受託者は信託管理人とともにこの信託財産を管理運用し、公益のために役立てる制度。

4 平塚市協働のまちづくり基金

本市のまちづくりの担い手を育成するとともに、市民活動団体、事業者等の相互の交流及び連携の促進を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進するために必要な長期的・安定的財源を確保するため、平成30年度に平塚市協働のまちづくり基金を設置した。

平成30年度の寄附金は20件、1,546,002円であった。

5 提案型協働事業

市民活動団体が自らの地域や社会の課題に取り組むという意識の高まりや、公共サービスへのきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められている中で、行政と市民活動団体が、双方の特性を活かし、協働で取り組むことで、それぞれ単独では解決が困難な社会的課題や市民ニーズに対応し、より効果的な事業を期待し実施するもの。

平成30年 4月1日(日)	平成30年度実施協働事業の契約締結、事業開始
4月14日(土)	平成31年度実施市民提案型協働事業説明会
4月16日(月)	～5月18日(金) 平成31年度実施市民提案型協働事業企画提案募集
5月19日(土)	平成29年度実施協働事業報告会
6月9日(土)	平成31年度実施協働事業意見交換会・一次審査
6月11日(月)	～8月17日(金) 平成31年度実施提案型協働事業 事業提案募集
9月14日(金)	平成30年度実施協働事業 中間ヒアリング・意見交換
10月6日(土)	平成31年度実施協働事業 公開プレゼンテーション・審査会
10月24日(水)	平成31年度実施協働事業 事業化に向けた説明会

【平成30年度実施事業】

「市民提案型協働事業」

- ・不登校・ひきこもり改善・自立支援事業

実施団体：NPO法人ぜんしん 事業担当課：青少年課

「行政提案型協働事業」

- ・ひらつか市民活動センター協働運営事業

実施団体：NPO法人湘南NPOサポートセンター 事業担当課：協働推進課

第7節 パブリックコメント手続実施状況

市民の市政への参加の促進や、行政の説明責任による市民に関われた市政の推進を図るため、平塚市自治基本条例に基づき、平成19年度からパブリックコメント手続を実施している。

平成30年度	実績	8件	(意見募集開始日が平成30年4月1日～平成31年3月31日)
意見提出期間	延べ日数	252日	平均32日
意見数	延べ件数	26の個人及び団体から83意見	平均：3の個人及び団体から10意見

第3章 青少年政策

青少年課

変動する社会情勢の中で、複雑かつ多岐にわたる青少年問題に対処するため、青少年の健全育成の諸施策をねばり強く推進している。また、これらの施策を効果的に進めるため、家庭、学校、地域においても、それぞれの役割を担って活動が図られるよう働きかけている。

第1節 青少年行政の総合調整

1 青少年問題協議会

青少年対策の推進と実行を期するため、関係行政機関と団体間の連絡調整を図る強力な機関の設置が求められたことから、昭和28年に青少年問題協議会設置法（現地方青少年問題協議会法）が成立した。本市においては、昭和33年に平塚市青少年問題協議会条例を制定し、青少年問題協議会が設置された。

現在、会長1人、副会長2人、委員21人の24人で構成されている。

なお、青少年問題協議会の機能をより一層拡充するため、昭和55年度から専門部会制（青少年育成部会、青少年指導相談部会、青少年育成施設部会）を採用し、家庭、学校、地域、行政が緊密な連携の上、一体化した活動ができるよう調整審議されている。

- (1) 全体会議 2回開催（8月・3月）
- (2) 専門部会 2回開催（青少年育成部会・青少年育成施設部会（合同）、青少年指導相談部会 各1回）

2 平塚市青少年健全育成表彰式

青少年健全育成活動等において、優れた功績を残した者を公に明らかにし、その者や団体等の意識を高揚させると共に、活動等を更に向上させることを目的とし開催した。

- (1) 開催日 平成30年12月1日（土）
- (2) 会場 平塚市美術館ミュージアムホール
- (3) 内容
 - ・青少年健全育成功労者表彰
 - ・少年の主張作文コンクール入賞者表彰
 - ・よい青少年をたたえる運動褒賞
 - ・児童生徒創意くふう展市長賞受賞者表彰
 - ・少年の主張作文コンクール最優秀賞受賞者作品朗読発表

第2節 青少年育成地域活動

1 青少年指導員活動

青少年指導員は、地域の青少年を健全に育成するために、昭和43年度から自治会、町内会別に青少年指導員の推薦をお願いし委嘱してきたが、平成10年度からは有害な環境から青少年を守り、青少年の健全育成に対する成人の関心を高めることを目的とした青少年環境浄化員と一本化し、平成31年3月31日現在で320人（定数333人）を委嘱している。（あわせて県青少年指導員として県知事からの委嘱も受けている。）

(1) 青少年指導員連絡協議会の主な活動

総会及び研修会、理事会（年5回）、神奈川県青少年指導員大会、社会環境実態調査、仲間づくりゲーム講習会、ひわ青少年の家利用研修及び交流会、七夕まつり愛のパトロール、浅間祭、青指だより発行（年3回）

(2) 青少年指導員地区活動

各地区の青少年指導員が、指導員相互の情報交換、地区活動の協議決定、地区内各種団体等との連絡協調を目的とし、指導員自身の資質の向上を図りながら地区活動を展開した。

主な地区活動として、子ども大会、地区内パトロール、地区懇談会、青指だよりの発行、スポーツ大会、地区レク、盆おどり大会等の実施、協力をした。

2 少年の主張作文コンクール

市内小学校5・6年生及び中学生を対象に作品の募集を行い、応募の中から秀作として101編が中央審査へ寄せられた。

審査の結果、小学生の部は最優秀賞1人、優秀賞2人、優良賞4人、奨励賞3人が決定した。中学生の部は、最優秀賞1人、優秀賞2人、優良賞3人、奨励賞4人が決定した。

入賞者に対する表彰は、平塚市青少年健全育成表彰式で行うとともに作品集を作成した。最優秀賞作品は、同表彰式で朗読発表した。

第3節 青少年団体の育成

1 青少年団体の育成

(1) 中・高校生地域リーダー育成（ジュニア・リーダーズクラブ）

平塚市ジュニア・リーダーズクラブは、中学生以上高校生までを対象とし、余暇を利用して自己を鍛え、仲間づくりを図るとともに、青少年関係団体活動への協力及び地域社会への参加を通じて、明るい街づくりに役立つことを目的として、昭和57年5月9日に設立された。

ア 会員数 51人（平成31年3月31日現在）

イ 活動内容 定例会、レクリエーションゲーム、キャンプ、野外活動等、子ども会や地域活動への協力、青少年課主催事業への参画と協力、各種研修会への参加、小田原市ジュニア・リーダーズ・クラブとの他市交流会、クリスマスキャンプ（市内在住の小学6年生対象）

(2) ジュニア・リーダー養成講習会

昭和56年度から講習会を開催し、中学生がリーダーとして子ども会等の地域活動へ積極的に参加し、活躍できるよう、必要な知識や技術の習得を図っている。

ア 期間 平成30年5月～10月（6回）

イ 内容 デイキャンプ、グループワーク、福祉講習、夏のキャンプ、KYT・ゲーム講習 など

ウ 受講生 16人

(3) 子ども会の育成補助

昭和40年度から子どもの健全な成長に不可欠な遊び仲間集団の場である子ども会の育成を図るために、子ども会育成会の運営費、事業費の一部を補助していたが、昭和58年度からは平塚市子ども会育成連絡協議会へ補助している。

ア 子ども会数 66団体（平成31年3月31日現在）

イ 会員数 3,366人

第4節 青少年育成の催事

1 子ども大会

家族ぐるみで楽しい野外活動の一日を過ごすことにより、親子の情愛を深め、心身ともに健全な子どもの成長を図り、「明るい家庭づくり」「明るい地域づくり」を推進する目的で、昭和44年度から始まった。30年度は第50回目を迎え、平成30年5月～平成30年11月の休日に市内28地区で実施した。

【参加人員】 9,685人

(子ども6,561人、大人1,554人、役員1,300人、中学生ボランティア270人)

2 成人式

成人に達した青年男女の自覚を促し、社会に貢献のできる成人としてのスタートを激励することをねらいとして、平成31年1月14日の成人の日に実施した。

(1) 会場 平塚総合体育館

(2) 対象人員 2,673人(参加人員1,797人)

(3) 行事内容 第一部 式典

第二部 恩師からのビデオレター／祝！成人「お笑いライブ」／抽選会

3 浅間祭

平塚市青少年会館の利用団体及び平塚市の青少年が相集い、世代を超えた連帯を深め、団体活動や地域活動への積極的な参加や社会の構成員としての自覚を促し、地域社会の発展に貢献することを開催趣旨としている。平成22年度からは参加団体が参加費等を負担して実施している。

(1) 開催期日 平成30年11月10日(土)～11日(日)

(2) 開催場所 平塚市青少年会館及び文化公園周辺

(3) 内容 バンド、模擬店、竹細工教室、スタンプラリー、パネル展示、ステージ発表、ミニ列車、サークル活動発表、オリエンテーリングなど

第5節 非行化防止活動の推進

青少年相談においては、家族関係や不登校、学校生活等の身上問題に関する内容の相談が多い。

ヤングテレホン相談においては、学校生活や対人関係等に関する内容の相談が多い。

ヤングメール相談においては、学校生活や性格・行動上の問題等の身上問題に関する内容の相談が多い。

愛護指導においては、中高生の自転車走行中のイヤホン使用や携帯電話使用、自転車の二人乗り等の交通違反が多い。

こうした中で、青少年の非行防止及び健全育成を目的とした家庭、学校、地域、行政の連携により、次の諸活動を実施した。

1 青少年相談、継続指導

家庭・学校からの相談をはじめ、警察等からの委託ケースも随時受け入れ、問題解決を目指している。相談の内容によっては、児童相談所等の専門機関への紹介のほか、関係機関との連絡協議も行っている。

なお、来室相談においてアンケートを行っている。

【相談件数】 () 内は女子で内数

相談形態	来室相談	電話相談	合計
相談件数	84件(28件)	244件(78件)	328件(106件)

2 電話相談（ヤングテレホン）、メール相談（ヤングメール）の充実

悩みの多い子どもたちのために「ひとりで悩まず相談を」を合言葉に、子どもたちからのホットラインとしてヤングテレホンを開設している。また、手紙やメールによる相談も行っている。

(1) 開設日数 249日

(2) 学職別総件数 () 内は女子で内数

学職別相談件数	小学生	中学生	高校生	その他 (有職、無職等)	合計
ヤングテレホン相談	19 (13) 件	11 (4) 件	37 (15) 件	73 (12) 件	140 (44) 件
ヤングメール相談	7 (0) 件	42 (42) 件	37 (28) 件	19 (18) 件	105 (88) 件

3 愛護指導活動

青少年の問題行動の早期発見・指導は、非行化防止活動上、重要な施策のひとつであるため、青少年補導員42人が中心となり、季節に応じた実施計画に基づき、繁華街のみならず学校周辺地域まで広範囲にわたり、子どもたちの下校時間を中心に実施した。

() 内は女子で内数

実施回数	愛護指導件数	愛護指導に従事した 青少年補導員及び職員等
387回	1,122件(395件)	延べ1,234人

(特別愛護指導分を含む)

また、各中学校区の青少年補導員が自主的に企画して地域の関係団体と実施する「中学校区強化愛護指導」を各1回及び複数回実施した学区を合わせ、計19回実施した(15中学校区)。

4 特別愛護指導

子どもたちの問題行動が生じやすい七夕や年末等の期間中、市内小・中・高教師をはじめ、各種青少年関係団体、近隣地区の幅広い協力のもとパトロールを実施し、愛の一声運動を展開した。

(1) 七夕まつり

7月6日～7月8日の3日間、午後、夜の二部制で延べ76人が従事し、愛護指導件数は139件(内女子43件)であった。なお、自主的パトロールで本部に立ち寄ったPTA・小中高教師は延べ138人である。

(2) 青少年補導員・青少年指導員との合同パトロール及び意見交換会

10月19日、青少年補導員・青少年指導員20人で実施した。

(3) 年末愛のパトロール

12月5日～7日の3日間、青少年補導員・平塚警察署少年補導員42人で実施した。

5 青少年の非行防止に関する強調月間啓発事業

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び、法務省が主唱する「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」(7月)において、青少年の健全育成及び非行防止を市民各層に幅広く訴えるため、関係団体の協力のもとに、社会を明るくする運動啓発活動を実施した。

行事名	実施日及び参加者数 (職員含む)	備考
平塚駅前での街頭 キャンペーン	7月13日69人	駅前周辺で通行人に啓発物品を配布して運動の主旨を呼びかけ、理解と協力を求めた。
ベルマーレ試合に おける啓発活動	7月18日101人	試合前に啓発物品を配布。また、ハーフタイムに横断幕とのぼりを持ち、グラウンドを回り、啓発を行った。

6 児童生徒にかかる指導連絡会

学校、警察、教育委員会、平塚児童相談所、保護司会等と密接な連絡をとりながら、青少年非行化防止と再非行化防止活動に努めた。

- (1) 小・中学校児童生徒指導担当者会 年5回
- (2) 学校警察連絡協議会 年4回
- (3) 平塚地区保護司会研修会 月1回
- (4) 四者研究連絡会 年3回
- (5) 関係機関との連絡協議 随時

7 関係機関への協力要請

通報・愛護指導等について、関係機関との相互理解を深めながら、青少年の問題行動についての情報を得るとともに、問題行動に対して適切な指導と、関係機関への通報等の協力を要請した。

8 広報・講演活動

青少年相談室のPRチラシや、カード、ポスターを作成し、公民館等公共施設及び小・中・高等学校へ配布した。

9 社会を明るくする運動推進委員会への活動助成

「犯罪・非行の防止と、立ち直りを支える取組についての理解促進を求める」を重点目標に、法務省の主唱で「社会を明るくする運動」が展開された。本市においては年間を通じ、地区社会福祉協議会・保護司会等16団体からなる「平塚市社会を明るくする運動推進委員会」が中心となり、その運動を全域に展開するため、地域ごとに各種団体の協力を得て、地域に根ざした効率的な啓発キャンペーンとして映画会、講演会、異年齢交流イベント等を23地区で実施し、延べ6,690人の市民が参加した。

青少年相談室としてもこれらに積極的に参加、協力し、この活動を支援するため、運営費、事業費の一部を補助し、事業の円滑化を図った。

10 平塚地区保護司会・平塚地区更生保護女性会への活動支援

保護司法第17条の協力規定に基づき、保護司の資質向上を図るとともに、青少年の非行化防止活動を推進している平塚地区保護司会の活動に協力し、運営費の一部を補助した。また、同様に更生保護事業を実施している平塚地区更生保護女性会の活動に協力した。

11 不登校・ひきこもり自立支援事業（市民提案型協働事業）

青少年問題に対する取組みとして、ゲームやネット依存などにより不登校・ひきこもりに陥り、悩む青少年及び保護者に対し、NPO 法人ぜんしんとの協働事業により青少年相談室を会場に当事者親子が集い、相談や交流が出来るフリースペースを開設して、当事者の自立を支援した。

フリースペースにおいて NPO 法人の元当事者や他の参加者とゲーム等の遊びを交えて、青少年が外出の機会となり、将来的には就学や就職に繋ぐことを目指して実施した。また、保護者へは、市の相談員及び NPO 法人の元当事者等が相談に応じ、挫折や回復の体験談の提供や支援機関等の情報提供を実施することで、不登校やひきこもりの子どもに対する接し方に関する不安や子どもの将来への不安を和らげ、自立に向かうための支援を行った。

平成30年度は、5月、6月、9月、10月、11月、1月の6回開催し、合計63名の参加者があった。

第6節 青少年会館

青少年会館を青少年の交流と活動の拠点施設と位置づけ、青少年諸団体の主体的な活動による「自立と連帯」の意識の高揚を図るとともに、スポーツ、レクリエーション、文化、ボランティア活動や青少年会館主催事業の開催により、青少年育成の推進及び指導者育成を行った。

1 自主事業

教室名	期 間	参加人数（延べ）
親子陶芸教室	7月28日（土）～8月18日（土） 全3回	50人（148人）

2 利用状況

（単位 人）

開館日数	小学生	中学生	高校生	大学生 受験生	勤 労 青少年	指導者	その他	計
308	10,962	3,480	3,588	1,082	2,996	2,645	36,191	60,944

第7節 びわ青少年の家

恵まれた自然環境の中で、青少年が集団活動を通じて、自主性、創造性、協調性の芽を伸ばすことを目的として、昭和56年7月1日に開設された宿泊研修施設である。

1 利用状況

開所日数	利用団体数			団体種別利用数										利用実人数		
	日帰り	宿泊	計	小学校	中学校	高等学校	大学他	青少年	主催事業	行政	指導者	一般団体	計	男	女	計
306	71	56	127	15	2	1	14	59	13	13	3	7	127	2,045	2,156	4,201

2 自主事業

No	事業名	開催日	参加者数
1	森の新緑祭	5月12日(土)	32家族92人(他スタッフ14人)
2	びわっ子サマーキャンプ2018	8月4日(土)～5日(日)	30人(他スタッフ22人)
3	森の収穫祭	10月20日(土)	30家族82人(他スタッフ11人)
4	森の歳末祭	12月8日(土)	28家族83人(他スタッフ15人)
5	びわっ子クラブ	年9回(1～4の事業を含む)	会員32人(延べ265人)

第8節 子どもの家

子どもたちが健やかに成長するために、地域で異年齢の子どもたちが、遊びを通して、より多くの友達と出会うことにより、豊かな体験と連帯感を身につけ、自主性と創造性をはぐくむ場として、子どもの家を設置した。

1 開館日数

347日

2 各館の利用状況

(単位 人)

	幼児	小学生	中学生	青年育成	計	自主事業
横内子どもの家	3,008	12,727	1,246	2,500	19,481	おりがみ教室、 クリスマスコンサート& かるた大会
山城子どもの家	3,245	19,387	2,578	3,168	28,378	科学マジックショー あそびの広場
みなと子どもの家	1,940	11,493	1,019	2,374	16,826	科学マジックショー あそびの広場
大野子どもの家	2,585	10,943	1,242	2,472	17,242	科学マジックショー あそびの広場

第9節 青少年広場

昭和41年度から、青少年の野外におけるレクリエーション、余暇活動を促すため、正規な公園、広場が設置されるまでの暫定施設として、青少年広場を設置している。用地は無償で貸し付けを受けている。

【広場設置状況】

14箇所/16,626.46㎡（平成31年3月31日現在）

第10節 青少年国際交流事業

1 青少年海外派遣事業

国際青年の年（1985年）記念事業の一環として、市内の青少年を海外に派遣し、青少年、教育、文化等、諸事情の調査視察や青少年との交歓交流等を通して、国際的視野を広め、その成果を市内青少年活動の指導推進に役立てる目的で実施した。

なお、平成30年度の応募者は14人で、選考委員会によるグループワーク審査により、14人の団員を決定した。

- (1) 日 程 平成30年7月26日（木）～8月5日（日）
- (2) 派遣先 アメリカ合衆国
- (3) 訪問先 ローレンス市（姉妹都市）、カンザスシティ、トピーカ
- (4) 派遣人数 団員（中高生）14人、引率者（青少年課職員2人、ヒコーキ雲の会【海外派遣団OBOG】会員1人）

2 ローレンス市青少年受入事業

平成2年9月21日に締結されたアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市との姉妹都市提携に基づき、両市青少年の交流を図り、青少年の国際的な視野を広めることを目的として、平塚市青少年国際交流事業実行委員会に委託し、実施した。

- (1) 日 程 平成30年6月29日（金）～7月8日（日）
- (2) 受入人数 生徒19人、引率者2人
- (3) ホームステイ 6月29日（金）～7月8日（日） 9泊10日

第11節 放課後児童健全育成事業

1 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者の方が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に地域の積極的な協力を得て、遊びや生活を通し、その健全な育成を図ることを目的としている。

事業運営は、各放課後児童クラブへ委託（一部指定管理者制度を導入）している。

(1) クラブ数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

年度	クラブ数
29	39
30	40

(2) 利用児童数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

年度	利用児童数 (人)
29	1,647
30	1,712

第4章 文化行政

文化・交流課

第1節 文化振興

文化行政の目的は、風土や歴史のなかで培われてきた生活の知恵を受け継ぎ、激しく変化する社会のなかで、人と人とのあたたかいコミュニケーションや、生活空間にゆとりと潤いがあるような地域社会をつくり出すことである。そのために次のような施策を講じている。

1 文化啓発事業

本市文化の向上及び振興を図るため、(公財)平塚市まちづくり財団に補助金等を交付し、当該財団を事業主体として次の事業を行った。

(1) 普及振興事業 (2) 芸術文化鑑賞事業 (3) 湘南ひらつか囲碁文化振興事業

2 平塚市文化振興基金

活発な市民文化活動を展開し、市民文化の振興を図るために必要な長期的・安定的財源を確保するため、平成6年度に平塚市文化振興基金を設置した。

平成30年度の寄附金は5件380,926円で、累計419件68,585,603円であった。また、一部を活用し、市内小学校8校にプロの演奏家を派遣し、身近に優れた音楽に触れる機会を提供する小学校アウトリーチ事業を実施した。

3 文化情報誌「たわわ」の発行

魅力あふれる、多様な市民文化情報の収集と発信を目的に、市内公共施設等に配布している。年3回(6月、10月、2月)、各号4,800部発行した。

4 平塚市文化振興懇話会

平塚市文化振興懇話会は、平塚市文化振興指針に掲げる施策について広く意見を聴取し、今後の取り組みに反映させることを目的に平成25年4月に設置したもので、必要に応じて開催する。構成委員は、学識経験者、経済関係者、教育関係者、文化団体の7人で構成している。平成30年度は3回開催した。

第2節 市民センター

市民センターは、昭和37年7月の開館以来、舞台芸術の鑑賞、文化団体の活動発表と交流や大会・式典・講演会など、多目的ホールとして施設を市民に提供し、地域文化の向上に貢献してきた。

耐震診断の結果、平成27年4月以降のホールの使用を停止していたが、見附台周辺地区整備事業の中で令和3年度を目標に平塚文化芸術ホールを整備するため、市民センターは平成30年12月末をもって閉館した。なお、平塚文化芸術ホールは平成30年12月に事業者と基本協定を締結し、設計に着手した。

市民センター事業統計（平成30年12月末まで）

- 1 貸館事業 会議室4室と文化団体の活動の場として文化サロン3室。
ホール（客席数1,400席）は使用停止中。

2 利用状況

(1) 利用可能日数、利用日数及び利用率

区 分	利用可能日数	利用日数	利用率
会 議 室	221日	188日	85.1%
文化サロン	222日	187日	84.2%

(2) 利用内容別件数

(会議室)

(単位 件)

総 数	会 議	講 演	講 習 研 修	懇談会	試 験 面 接	控 室	大 会 式 典	説明会	その他
730	125	7	232	6	55	19	4	25	257

(文化サロン)

(単位 件)

総 数	会 議	講 演	講 習 研 修	懇談会	試 験 面 接	控 室	大 会 式 典	説明会	その他
818	71	0	553	0	74	16	0	5	99

(星のプラザ)

(単位 人)

総 数	大 人	子 供
6,054	4,853	1,201

(3) 利用延人数

(単位 人)

総 数	会 議 室	文化サロン	星のプラザ
33,683	17,073	10,556	6,054

第5章 交流親善

文化・交流課

第1節 国際交流

市民の国際感覚と国際意識の高揚を図るため、平成2年9月21日に国際姉妹都市として提携したアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市をはじめ、諸外国の人々との相互理解と友好親善を深めている。

平成6年4月15日には、市民主体の交流活動を推進することを目的に平塚市国際交流協会が設立され、これを中心として多くの市民が国際交流を推進するためのボランティア活動を行っている。また、平成10年4月には、平塚市民と市内在住の外国籍市民に対する情報の提供や、ともに暮らしやすい地域社会づくりに寄与することを目的として、松原分庁舎に平塚市国際交流協会の活動拠点として専用ルームを開設した。

なお、国際交流活動及び多文化共生推進事業の一部は、平塚市国際交流協会に委託して実施しており、市民の手による国際交流が行われている。

1 ローレンス市交流事業

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 「ローレンス市青少年との市民交流会」 | 7月2日(月)(青少年会館)
参加者67人 うちローレンス市一行 21人 |
| (2) 「ローレンス市紹介七夕飾り掲出」 | 7月6日(金)～8日(日) |
| (3) 「ローレンス市紹介写真展」 | 1月15日(火)～18日(金)
(市役所多目的スペース) |

2 ホームステイ推進事業

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| (1) 「カンザス大学生ホームステイ受け入れ」 | 5月19日(土)～25日(金) 14人 |
| (2) 「カンザス大学生と市民との交流」 | 5月19日(土) 参加者51人
(平塚市教育会館) |

3 行政・生活情報提供事業

外国籍市民が暮らしやすい環境を整えるため、外国語による市民生活ガイドブックを発行し、行政情報や生活情報を提供している。市民生活ガイドブックは、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、カンボジア語、ラオス語、ベトナム語の8言語で作成し、市民課窓口や松原分庁舎に配置して、外国籍市民やボランティアに活用してもらっている。また、日本語があまり理解できないことにより、日常生活に支障をきたしている外国籍市民への支援のため、配布文書の翻訳や通訳者を派遣し、外国籍市民にとって理解しやすい情報を提供する通訳・翻訳等ボランティアバンクシステムを運用している。

4 日本語教室開設事業

平塚市国際交流協会に委託し、日本語ボランティアによる外国籍市民のための日本語教室を年間を通じて開設するほか、日本語ボランティア研修講座を実施した。

5 国際交流イベント開催事業

国際理解を深め、外国籍市民との共生を促進するため、平塚市民と在住外国人との交流の場となるイベントを開催した。

「国際交流フェスティバル」(総合公園) 5月27日(日) 参加者 4,000人

第2節 友好都市

平塚市市制50周年を記念して、昭和57年に岐阜県高山市、岩手県花巻市、静岡県天城湯ヶ島町(現：伊豆市)と友好都市及び市民休養の郷の提携盟約を結んだ。

岐阜県高山市とは、昭和57年10月22日に友好都市提携の盟約を結び、平成17年2月1日に丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村との合併後も、友好都市提携は継続されている。

岩手県花巻市とは、昭和57年4月27日に平塚市民休養の郷として締結したが、同市の市制30周年を記念して、昭和59年4月27日に友好都市提携の盟約を結んだ。花巻市は、平成18年1月1日に石鳥谷町、大迫町、東和町と合併し、あらためて平成18年4月6日に友好都市提携の盟約を結んだ。

静岡県天城湯ヶ島町(現：伊豆市)とは、昭和57年4月12日に平塚市民休養の郷として提携した。平成16年4月1日に修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町が合併し、伊豆市となった後も、市民休養の郷の提携は継続された。その後、平塚市市制80周年、市民休養の郷提携30周年を機に、平成25年2月6日に友好都市提携の盟約を結んだ。

平塚市民が他都市の住民と、文化、スポーツ、教育、産業などの各分野を通じて交流し、相互理解と友好親善を推進することを目的として設置された平塚市都市提携委員会(昭和57年11月16日設置)では、キャンプ等を通じた青少年交流をはじめ、物産観光展や郷土芸能披露等の開催、友好都市への市民ツアーの相互派遣など、産業・文化・スポーツ等の幅広い交流事業の実施に努めている。

1 主な市民交流・友好都市等紹介事業

- (1) 7月6日(金)～8日(日) 湘南ひらつか七夕まつり「友好都市七夕飾り」を掲出
- (2) 7月7日(土) 湘南ひらつか七夕まつり「花巻市民ツアー」を受け入れ 12人
- (3) 7月8日(日) 湘南ひらつか七夕まつり「伊豆市民ツアー(友好都市提携5周年記念)」を受け入れ 28人(公式訪問団 7人)
- (4) 7月8日(日) 湘南ひらつか七夕まつり「郷土芸能披露」
【出演者】高山市0人、花巻市9人、伊豆市28人
- (5) 8月1日(水)～3日(金) 友好都市こどもマリ交流
平塚市受け入れ 小学生39人
- (6) 8月8日(水)～10日(金) 友好都市少年少女交流キャンプ
花巻市訪問(石鳥谷生涯学習会館)小学生17人
- (7) 11月3日(土) 伊豆市友好都市提携5周年記念市民ツアー 伊豆市訪問 参加者27人
- (8) 11月8日(木)～11日(日) 第13回友好都市高山市・花巻市・伊豆市三市合同物産展
「秋の味覚市」をひらつか市民プラザで開催
友好都市の名産品や観光情報を紹介 来場者数5,925人
- (9) 1月13日(日) 平塚市市内駅伝競走大会に伊豆市チームを受け入れ 9人
- (10) 1月20日(日) 伊豆市駅伝大会に平塚市1チームを派遣 5人

第6章 人権・男女共同参画

人権・男女共同参画課

第1節 人権

人権を大切にすることを育て、市民一人一人が人権を尊重し合い、人権が保障された自由で平等な心がかよう明るい社会づくりを進めるため、人権に対する意識啓発や人権相談事業を実施した。

1 人権擁護委員の日にちなんだ特設人権相談

期 日 6月19日(火)

会 場 市庁舎本館会議室

内 容 人権問題に関すること、日常生活の心配ごとに関する相談など

2 参加型の人権啓発活動

来場者に、人権について普段から考えていることをメッセージに記入してもらい、ポスターへの貼り付けを行った。また、啓発活動に参加していただくことによって、人権をより身近に感じる機会を作った。

(1) 期 日 9月8日(土)

会 場 ららぽーと湘南平塚

参加者 253人

(2) 期 日 11月4日(日)

会 場 ららぽーと湘南平塚

参加者 280人

3 啓発事業

LGBTパネル展

期 日 4月9日(月)～20日(金)、8月27日(月)～9月7日(金)、
2月4日(月)～15日(金)

会 場 市庁舎本館多目的スペース

内 容 LGBTについての説明文や、当事者の声の資料を展示

4 人権週間事業

(1) 人権街頭キャンペーン

期 日 12月13日(木)

場 所 JR平塚駅北口

内 容 人権啓発物品の配布

配布数 1,588個

(2) 特設人権相談

ア 期 日 11月6日(火)

会 場 つちやホーム

内 容 入所者からの相談

イ 期 日 12月18日(火)

会 場 市庁舎本館会議室

内 容 人権問題に関すること、日常生活の心配ごとに関する相談など

(3) 人権メッセージ展

期 日 11月26日(月)～12月7日(金)

会 場 市庁舎本館多目的スペース

内 容 中学生が書いた人権メッセージの掲示、人権関係資料の展示・配布

(4) 平塚市人権講演会

期 日 1月30日(水)

会 場 平塚市教育会館大会議室

内 容 講演「インターネットによる人権侵害 ～ ネット被害から子どもを守れ～」

講 師 (株)情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤 佳弘 氏

参加者 146人

5 共催事業

神奈川県ゆかりの特定失踪者のパネル展示(共催:神奈川県)

期 日 9月10日(月)～21日(金)

会 場 市庁舎本館多目的スペース

内 容 神奈川県ゆかりの特定失踪者の啓発資料、拉致問題啓発資料の展示

第2節 男女共同参画

少子高齢社会において、男女が共に自らの存在に誇りが持てる「男女共同参画社会」の実現が期待されている。そこで、男性も女性も性別的役割にとらわれず、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、「ひらつか男女共同参画プラン2017」を推進している。

1 ひらつか男女共同参画推進協議会

男女共同参画を推進するため、学識経験者1人、関係団体の代表者6人及び公募による市民1人による協議会を設置し、施策の実施状況や内容等について意見聴取や協議等を4回行った。

- ・ひらつか男女共同参画プランの推進について
 - ・イクボスシンポジウムについて
 - ・交付金を利用した女性活躍推進のための事業について
 - ・平成31年度市民意識調査について
- など

2 平塚市男女共同参画管理会議

本市における男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため設置し、会議を2回開催した。

- ・ひらつか男女共同参画プラン2017の平成29年度進捗状況と評価について
- ・男女共同参画推進に向けての意見交換及び協議 など

3 平塚市男女共同参画推進会議

平塚市男女共同参画推進委員（各課長）を対象に実施した。

- ・ひらつか男女共同参画プラン2017の進捗状況報告
- ・男女共同参画の推進に向けて など

4 啓発等事業

男女共同参画を推進するため、さまざまな分野における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力防止・人権尊重などの啓発事業を実施した。また、市民企画、市民参画による啓発事業を実施した。

(1) 男女共同参画週間における啓発事業／男女共同参画推進登録団体活動紹介パネル展示

期 日 6月25日（月）～29日（金）

会 場 市庁舎本館多目的スペース

内 容 関連資料、ポスター、男女共同参画推進登録団体の活動資料などの展示、配布

(2) 高校生向けデートDV防止講座

期 日 6月25日（月）

会 場 平塚商業高等学校

内 容 デートDVの内容、発生要因、メカニズム等についての講義、
恋人同士の会話を題材にしたロールプレイ

講 師 アウェア・デートDV防止プログラムファシリテーター 吉祥 眞佐緒 氏

受講者 180人

(3) 中学生向けデートDV防止講座

ア 期 日 4月17日（火）

会 場 太洋中学校

内 容 デートDVの内容、発生要因、メカニズム等についての講義、
恋人同士の会話を題材にしたロールプレイ

講 師 アウェア・デートDV防止プログラムファシリテーター

吉祥 眞佐緒 氏、樋浦 敬子 氏

受講者 109人

イ 期 日 11月16日（金）

会 場 大住中学校

内 容 デートDVの内容、発生要因、メカニズム等についての講義、
恋人同士の会話を題材にしたロールプレイ

講 師 アウェア・デートDV防止プログラムファシリテーター

吉祥 眞佐緒 氏、樋浦 敬子 氏、西光 美奈子 氏

受講者 92 人
ウ 期 日 2月26日(火)
会 場 中原中学校
内 容 デートDVの内容、発生要因、メカニズム等についての講義、
恋人同士の会話を題材にしたロールプレイ
講 師 アウェア・デートDV防止プログラムファシリテーター
樋浦 敬子 氏、西光 美奈子 氏
受講者 158 人

(4) 新成人への啓発

内 容 男女共同参画啓発リーフレット

「みんなでつくろう男女共同参画社会 ～個性と能力を活かす～」を送付

(5) 市内企業・事業所に対する男女共同参画推進事業

期 日 11月14日(水)

会 場 平塚市勤労会館

内 容 平成30年度平塚市イクボスプロジェクト

「こんな会社で働きたい！～人材が集まり定着する会社とは～」

第1部 基調講演 「中小企業は人材不足にどう取り組むべきか」

講 師 株式会社リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンター
センター長 宇佐川 邦子 氏

第2部 パネルディスカッション

「若者の本音を聞く！私はこんな会社で働きたい」

コーディネーター 株式会社リクルートジョブズ
ジョブズリサーチセンター
センター長 宇佐川 邦子 氏

パネリスト 東海大学 学生2人

平塚工科高等学校・平塚商業高等学校 生徒各1人

参加者 54 人

(6) 男性の家事、育児、介護参画推進事業

「ひらつかパパスクール～パパが率先！チームわが家でいこう！～」

ア キックオフ講演会

期 日 9月30日(日)

会 場 平塚市保健センター

内 容 講演会「パパの育児はおもしろい！～今さらママに聞けない忙しいソパパでもう
まくいく育児の極意～」

講 師 大阪教育大学准教授、NPO法人ファザーリング・ジャパン顧問
小崎 恭弘 氏

参加者 48 人

イ 第1回

期 日 12月9日(日)

会 場 平塚市保健センター

内 容 パパ料理講習「パパの料理で家族を笑顔に！」

講 師 パパ料理研究家/㈱ビストロパパ 代表取締役、NPO法人ファザーリング・ジャパン会員 滝村 雅晴 氏

参加者 13人

ウ 第2回

期 日 12月22日(土)

会 場 平塚市保健センター

内 容 親子で楽しむクリスマス絵本ライブ

講 師 NPO法人えほんうた・あそびうた 代表理事、NPO法人ファザーリング・ジャパン会員 西村 直人 氏

参加者 25人

エ 第3回

期 日 1月26日(土)

会 場 平塚市保健センター

内 容 ワークショップ「チームわが家でいこう！」

講 師 wonderLife LLP 代表、NPO法人ファザーリング・ジャパン理事
林田 香織 氏

参加者 21人

(7) 共催事業

男女平等意識の啓発や女性の問題などに関する市民の積極的な取組を促進するため、男女共同参画推進登録団体が開催する研修会、講演会などの啓発事業に関し、共催で実施した。

ア 家庭教育講座 パパママ講座 (共催 旭南ボランティアたんぼぽ)

期 日 10月20日(土)、10月27日(土)、11月17日(土)

会 場 中央公民館

内 容 気張らない子育て 自分らしい家族づくりのヒント

講 師 つなぐカンパニー 白土 栄子 氏

参加者 24人

イ 家事家計講習会 (共催 平塚友の会)

期 日 11月15日(木)

会 場 中央公民館

内 容 家計簿をつければ 私が変わる 家族が変わる 社会が変わる

講 師 生活勉強リーダー 長谷川 英子 氏

参加者 68人

(8) 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示

期 日 11月12日(月)～22日(木)

会 場 市庁舎本館多目的スペース

内 容 DV、セクハラ、性暴力等防止の啓発資料の展示

5 女性相談事業

- (1) どこに相談したらよいかわからないことやドメスティック・バイオレンスなど、女性からのさまざまな相談に対応するため、女性相談員による「女性のための相談窓口」を設置し、問題解決にあたっている。

開設日 毎週月曜日から金曜日(除:祝日、年末年始) 午前9時30分から午後4時まで

相談の形態 電話相談、面接相談

相談件数

区分	平成30年度			平成29年度		
	来室	電話	計	来室	電話	計
生き方	0	2	2	0	1	1
こころ	10	26	36	5	32	37
からだ	0	2	2	0	1	1
仕事上	1	19	20	1	7	8
夫婦関係	132	122	254	124	141	265
親子・家庭	23	95	118	27	100	127
人間関係	7	72	79	16	35	51
性・性的被害	2	3	5	0	3	3
暮らし	116	66	182	106	50	156
その他	6	74	80	3	61	64
合計	297	481	778 内DV: 135	282	431	713 内DV: 120

(2) 女性のための無料法律相談会

期 日 7月9日(月)、1月17日(木)

会 場 市庁舎本館会議室

内 容 弁護士による夫婦関係にまつわる無料法律相談

相談員 弁護士 篠崎 百合子氏

相談者 13人

第7章 防災

危機管理課、災害対策課

第1節 地震対策

本市は、首都直下地震緊急対策区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、東海地震をはじめ、6つの地震の発生が懸念されている。

本市の地震防災対策は、「東日本大震災」及び「平成28年熊本地震」等の教訓や平成27年に神奈川県が新たな地震被害想定及び津波浸水想定を公表したことを踏まえ、地域住民に対して防災意識の普及や減災施策の展開に努めてきた。

今後も引き続き、自助・共助・公助の密接な連携のもと地震防災対策の強化を推進していく。

1 平成30年度主要事業

- (1) 津波対策訓練を平成30年11月に実施した。唐ヶ原地区を対象に最短距離で避難する経路を検討し「避難目標ポイント」に避難する訓練を行い、42人が参加した。
- (2) 平塚市防災講演会を平成31年1月に実施した。「主役はわたしたち 明るく楽しい避難所づくり」と「記者の目から見た防災」をテーマとした講演会を行い、250人が来場した。
- (3) 女性防災コミュニティ講座を平成31年2月に実施した。地震が起きた時、ケガをしないための家庭内の安全対策や、地震後も避難所生活をせず自宅で生活するための方法について、女性の視点を取り入れた図上訓練を行い44人が参加した。
- (4) 平塚市全域を対象とした感震ブレーカー設置推進事業を実施し、合計2,448個の申込があった。
- (5) 熊本地震において課題となった、「ラストワンマイル問題」（拠点から避難所へ物資等を届けられなかった問題）の教訓から、長期保存食や保存飲料水の現物備蓄を重点的に進めた。また、避難者の栄養バランスを考え、野菜ジュースや、おかず系保存食（缶詰）の備蓄を行った。
- (6) 災害対策基本法に基づき、一定期間滞在し避難生活を送るための「指定避難所」と切迫した災害から逃れるための「指定緊急避難場所」を指定した。
- (7) 「ほっとメールひらつか」の情報配信を拡充し、緊急性の高い気象情報等を5か国語で配信できるようにした。

第2節 風水害対策

大雨や台風などの風水害については、気象情報会社による24時間体制での平塚市に特化した気象監視や解析を行う「防災気象情報システム」を充実し、市民へのいち早い情報提供に努めるとともに、市の組織体制として、気象情報や被害状況等に応じて初期対応体制、警戒体制、風水害警戒本部及び災害対策本部などの体制をもって災害に備えている。また、神奈川県との協定に基づき、市内の急傾斜地崩壊危険区域の内、万田、岡崎の2箇所に対し、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係わる経費の一部を負担した。

1 平成 30 年度主要事業

- (1) 土砂災害対策訓練を平成 30 年 9 月から 11 月にかけて実施した。土砂災害の対象 7 地区のうち土屋・吉沢・金目・城島の 4 地区を対象に、個人向け避難計画（マイ・タイムライン）を含む「土砂災害への備えハンドブック」を作成する図上訓練を行い、429 人が参加した。
- (2) 洪水対策訓練を平成 30 年 11 月に実施した。洪水浸水想定区域となっている 1 地区を対象に、気象・洪水の基礎知識や避難方法などの講話と、個人向け避難計画（マイ・タイムライン）を作成する図上訓練を行い、45 人が参加した。
- (3) 想定最大規模降雨による洪水浸水想定を反映し、平塚市洪水ハザードマップを改訂、全戸配布した。

第 3 節 自主防災組織

大地震等により災害が発生した場合は、市の全機能を投入するとともに防災関係機関と綿密な連絡をとり、全力をあげて防災活動を行うが、その被害が広範にわたり、しかも多種多様な被害が発生すると、防災活動を市全域で同時に実施することは困難であるものと予測される。

そこで、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集り、互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組む共助が必要である。地域住民の一人一人が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の活動を行う自主防災組織の存在が重要である。

このようなことから、自主防災組織においては、災害時の活動に必要な資機材整備していくとともに、防災啓発活動を活発に継続、維持していくために、自主防災組織資機材等整備事業助成金を交付するなど、育成を推進している。また、自主防災組織が行う防災訓練の計画立案について相談を受けた際には、地域の実情に合わせた訓練の手法を提案し、実施に向けた支援を行うなど、地域防災力の向上を図っている。

継続的、日常的に活動するためには、長年積み重ねられた知識と技術を兼ね備えたリーダーの存在が重要となる。市では災害時に活動できる人をより多く育てることで地域防災力が高まることから、地域防災活動に携わる人を育成する地域防災活動者育成研修を実施し、地域防災の核となるリーダーを養成している。

1 平成 30 年度主要事業

- (1) 地域防災活動者育成研修を平成 30 年 6 月に実施した。防災資機材の取扱い訓練を自主防災組織の代表者を対象に行い、202 人が参加した。
- (2) 自主防災組織の防災訓練を延べ 287 回実施し、10,827 人が参加した。

第4節 総合防災訓練

防災関係機関と行政が連携した災害対応及び地域における発災時から避難所生活までの行動と体験をする地震対応訓練を行う「総合防災訓練」と市民参加型の防災啓発イベント「防災フェア」を平成30年8月に実施し、5,300人が参加した。

第5節 平塚市地域防災計画

本市の防災対策は、「平塚市地域防災計画」により、これまで地震や風水害について必要な応急対策の整備、充実を図ってきた。

平成30年1月に、神奈川県地域防災計画の改訂内容や平成28年熊本地震、平成27年9月関東・東北豪雨災害の教訓等を踏まえ、防災・減災対策のさらなる強化を図るため、計画構成の見直しや物資等の調達、供給体制の強化などについて内容を拡充し、平塚市地域防災計画を改訂した。

第6節 平塚市国民保護計画

複雑化する国際情勢や国際的なテロ活動の活発化を受け、平成15年6月に武力攻撃事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）、平成16年6月に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立した。

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられた。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものである。本市では、「平塚市国民保護計画」を平成19年4月に公表した。直近では、平成27年8月に国の「国民の保護に関する基本指針」、神奈川県の「神奈川県国民保護計画」の変更に基づき、「平塚市国民保護計画」の変更を行った。

第7節 防災行政用無線放送

市内126か所に屋外拡声器があり（無線125、有線1）、災害時の緊急放送をはじめ、行方不明者の捜索など、緊急を要する内容を放送している。第1親局をコンフォール平塚（浅間町11-1）無線局舎に、第2親局を市役所本館（浅間町9-1）無線機械室に設置しており、平成23年度には、全国瞬時警報システム（ジェイ・アラート）の運用を開始した。

災害情報は、防災行政用無線、緊急速報メール、ほっとメールひらつか、ウェブサイト、ツイッター、テレフォンガイドの多様な手段により情報配信をしている。

平成30年度は、防災行政用無線を補完する受信手段として、屋内で防災行政用無線の放送内容を聞くことができる防災ラジオを希望する市民等へ有償配布し、災害時の情報伝達体制を強化した。また、自治会、公共施設等に無償貸与している防災ラジオを更新した。

- 親 局 第1親局（送信出力3W）、第2親局（送信出力5W）
- 屋外拡声器 126か所（拡声出力120W～360W）
- 愛の鐘 防災行政用無線機器の動作確認のため、1日に1回試験放送を実施している。
（4～9月は午後5時30分、10～3月は午後4時30分に「夕焼け小焼け」を放送。）

第8章 市民安全

危機管理課、福祉総務課、交通政策課

第1節 交通安全

近年における交通情勢は、車の持つ利便性が、人間社会に計り知れない利益をもたらしている反面、悲惨な交通事故が多発している。

本市では昭和37年3月、明るい住みよい都市建設のため「安全都市ひらつか」の宣言をし、各種交通安全運動や安全施設の整備充実等の諸施策を積極的に推進してきているが、市内には、国道及び主要地方道等の幹線道路が縦横に通じているほか、東名高速道路のインターチェンジを北に控えているため、産業道路、観光道路としての利用者が多く、また、幹線道路の整備に伴い通過車両が高速走行するため、これに起因する事故が続発している。さらに、本市は平坦な地形であるため、手軽で安価な自転車を利用する市民が多く、自転車による事故も多発しているほか、高齢社会の到来に伴い、交通事故件数に占める高齢者の割合も高くなってきている。

市としても、交通事故防止のため、警察署、交通安全協会等の関係機関、団体と連携し、その対策にあたっているが、交通事故は、人災と言われるように、これらの多くは、道路利用者の交通ルール無視とマナーが欠如していることが原因となっており、年間を通じ、各季の交通安全運動や各種の市事業開催時等あらゆる機会を捉えて、交通安全意識の高揚に努めている。

学童の交通安全については、交通安全協会の交通指導員が班編成により、毎朝、市全域の要所要所に立ち、通学時の事故防止を図るとともに、市の交通安全教育指導員による交通安全教室を開催し、市民の交通事故防止に努めている。

今後、運転者、歩行者等が自覚をもって交通ルールを遵守するよう、交通安全教育、交通安全指導及び広報等による啓発活動を徹底して、より一層交通事故のない安全で住みよいまち「ひらつか」をめざしている。また、違法駐車等防止対策としては、「平塚市違法駐車等の防止に関する条例」を踏まえ、違法駐車防止活動などの啓発活動を行っている。

1 交通事故発生件数と死傷者数

区分 暦年	件数	死傷者数		
		死者	負傷者	計
25	1,428	2	1,720	1,722
26	1,265	7	1,458	1,465
27	1,078	2	1,279	1,281
28	1,060	9	1,262	1,271
29	922	4	1,112	1,116
30	843	5	969	974

神奈川県警察本部資料

2 各種事故発生状況

(平成30年1月～12月)

区 分	歩行者	子ども	高齢者	飲 酒	二輪車	自転車
件 数	117	66	302	3	203	242
死 者	1	0	2	0	2	2
負 傷 者	119	70	171	3	189	236
死傷者数	120	70	173	3	191	238

平塚警察署資料

3 交通安全教室開催状況

(平成30年度)

対 象	実施回数	参加者数
高 齢 者	7回	200人
幼 児	102	8,643
小 学 生	94	7,398
中 学 生	7	2,527
高 校 生	1	200
一 般	8	383
障がい者、就学前	5	190
合 計	224	19,541



平塚駅周辺の駐輪場

NO.	駐輪場名	収容台数		利用料金
		自転車	バイク	
1	駅北口	692	—	月1,230円～1,640円、一時120円
2	宝町	357	87	自・月2,050円、バ・月2,670円
3	駅前大通り東	175	—	24時間まで1回100円(2時間無料)
4	駅前大通り西	187	—	24時間まで1回100円(2時間無料)
5	紅谷町	215	—	月1,540円、一時100円
6	錦町第1	250	65	自・月610～1,230円、バ・月2,670円 自・一時100円、バ・一時200円
7	錦町第2	—	199	月2,670円
8	駅南口広場	165	—	月2,050円
9	八重咲町第1	326	84	自・月2,050円、バ・月3,180円 自・一時120円、バ・一時250円
10	八重咲町第2	105	—	自・一時120円(2時間無料)
11	桃浜町	535	75	自・月1,640～2,050円、バ・月3,180円 自・一時120円、バ・一時250円
12	代官町第1	205	—	月2,050円、一時120円
13	代官町第2	219	—	月1,850円
14	八重咲町公園第1	425	—	月2,050円、一時120円
15	八重咲町公園第2	107	91	自・月2,050円、バ・月3,180円 自・一時120円、バ・一時250円
16	八重咲町公園第3	158	—	月2,050円
17	駅西口第1	2,655	447	自・月1階2,260円、2階2,050円 バ・月3,180円 自・一時24時間まで120円(2時間無料) バ・一時250円
18	駅西口第2	742	607	自・一時120円(2時間無料) バ・月3,180円、バ・一時250円
19	駅西口第3	2,589	75	自・月2,050円、バ・一時250円 自・一時120円
収容台数合計 11,837台		10,107台	1,730台	

自…自転車 バ…125cc以下のバイク (NO. 9・11・15は50cc以下)

レンタサイクル

NO.	駐輪場名	貸出台数	利用料金
1	駅西口第3	20	1日1回 200円

管理主体 公益財団法人平塚市まちづくり財団

平塚駅周辺の駐輪場施設総数	19箇所
平塚駅周辺の駐輪場収容台数	11,837台(自転車10,107台、バイク1,730台)
レンタサイクル	1箇所

第3節 防犯

本市では、警察や防犯協会等と連携を図りながら、自主防犯思想の高揚や、地域住民の連帯意識強化のための活動を展開するとともに、市民からあらゆる暴力をなくす暴力追放運動を推進するなど、地域社会による犯罪抑止機能の強化に努めている。また、夜間における防犯効果を高めるため、平成28年度に、自治会等から市へ防犯街路灯の移管を受け、そのうちのLED化がされていなかった防犯街路灯をLED化し、市内の防犯街路灯の全灯LED化を完了した。

1 犯罪発生状況

平塚警察署調べ

区分 暦年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
26	13	98	1,936	63	19	240	2,369
27	12	95	2,016	67	12	215	2,417
28	9	107	1,842	68	13	210	2,249
29	6	68	1,535	80	20	208	1,917
30	11	67	1,229	130	17	144	1,598

2 防犯活動（防犯協会主催による事業）

- (1) 各支部に助成金の交付
- (2) 防犯研修会の開催
- (3) 平塚市地域安全運動推進大会の実施
- (4) 防犯功労者(団体)の表彰
- (5) 毎月10日「防犯の日」キャンペーンの実施
- (6) 各種防犯会議の開催
- (7) 防犯だよりの発行
- (8) 春、秋、年末年始の地域安全運動の実施
- (9) 市の各種行事における地域安全広報活動の実施
- (10) 平塚市暴力追放推進協議会への協力
- (11) 「地域見守り花植え活動」の実施
- (12) 防犯教室

3 防犯街路灯

- (1) 平塚市内における防犯街路灯設置状況

平塚市が管理する防犯街路灯総数 15,064 灯

第9章 環境保全

環境政策課、収集業務課、環境保全課

第1節 環境政策

今、世界では、人類の活動が要因となって地球の平均気温が上昇する地球温暖化と、これに伴う気候変動が大きな問題となっている。この地球温暖化を防ぐためには、私たち一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、持続可能な社会の構築に向けて、身近なところから行動していくことが求められている。

本市では、「『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつか」の実現をめざし、市民・事業者・行政が協働して環境保全の取組を進めてきたが、地球温暖化防止に向けた取組を更に促進するため、平成17年度から「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン」を開始した。これは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素（CO₂）の排出量削減をめざし、各家庭でできることから取り組んでいこうとする事業である。平成20年度からは小中学生を対象にしたプランを提案し、参加を呼びかけている。

そのほかにも、環境にやさしい生活スタイルを広げるため、雨水を生活に活用する雨水タンク・浄化槽転用雨水タンクの設置について助成を行った。

1 環境政策

(1) 平塚市環境基本計画

本市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年3月に平塚市環境基本計画を策定した。その後、環境問題を取り巻く状況が変化する中で、本市における環境の保全と創造に関する施策をより着実かつ効果的に推進するため、平成18年度に改訂を行った。

さらに、平塚市環境基本計画が平成28年度で計画期間の満了を迎え、同時に平塚市地球温暖化対策実行計画が中間見直しの時期となったことから、平成29年3月には、両計画を融合した平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）を策定した。

なお、計画の適正な進行管理を図るため、年次報告書として、「ひらつかの環境」及び「ひらつか環境測定レポート」を作成し、環境に関する施策の実施状況及び環境の現状について公表している。

(2) 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会は、平塚市環境基本条例に基づき平成11年2月に設置した附属機関で、公募市民、環境保全活動団体、事業者、学識経験者など15人の委員で構成されている。

平成30年度は3回開催し、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画についての審議等を行った。

(3) 「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン」

「ひらつかCO₂CO₂プラン」は、地球温暖化防止に向け、「エアコンの温度設定を控えめにする」「シャワーは流しっぱなしにしない」等、各家庭で簡単に取り組めるメニューを提示し、実践

していただくCO₂削減プランである。一般家庭編は平成30年度から取り組み宣言方式に見直し、1,003人が参加した。また、小中学生編では、平成30年度は3,723世帯の参加があった。

(4) 市の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）の取組

本市では、平成12年2月にISO14001（国際規格の環境マネジメントシステム）の認証（審査登録）を受け、幼稚園・小学校・中学校を除く市の116施設において、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきた。

平成21年度からは、これまでのISO14001の運用で得られたメリットを引き継ぐとともに本市の現状と課題を踏まえた、独自の環境マネジメントシステムである「ひらつかエコモード」を構築し、移行した。この「ひらつかエコモード」では、対象を全ての市の施設に拡大し、地球温暖化対策やエネルギー管理に重点を置いた取組を進めている。

平成30年度の全課共通の取組（数値設定目標）

取組項目	平成30年度目標	平成30年度実績
電気使用量の削減	平成29年度比 1.5%の削減 (学校施設を除く)	平成29年度比 2.1%の削減 (予測値)
エネルギーの使用に伴うCO ₂ 排出量の削減	平成29年度比 2.3%の削減	順調に推移
エコドライブの推進	燃費実績を平成29年度より向上	ガソリン車は平成29年度より向上 軽油車は平成29年度とほぼ同等
文書電子化の推進	電子決裁率（併用決裁含む）を平成29年度より向上	平成29年度より1.4%向上

(5) 「わかば環境ISO」

「わかば環境ISO」は、平成14年度から実施している本市独自の学校版環境ISO制度で、全ての市立幼稚園（4園）・小中学校（43校）と私立幼稚園（7園）・認定こども園（2園）が環境保全に向けた様々な取組を行った。また、学校内部やPTA等の評価者による評価の結果、全ての参加校（園）が「わかば環境ISO」に継続的に取り組んでいることが確認された。

(6) 再生可能エネルギー

本市では、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」に基づき、太陽光発電等の導入を推進している。

(7) 「ひらつか環境ファンクラブ」

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境分野の専門家をはじめ環境保全のために活動している市民や団体が、知識や技術、体験などを広く情報交換し、行動を起こすためのネットワーク作りの場として、平成15年度に発足した。

平成30年度は、7月21日、22日の2日間、市庁舎本館などで行った「ひらつか環境フェア2018」や「緑化まつり」などで環境教室を開催するとともに、「活動発表会」、「パネル展」及び「環境市民講座」などを実施した。

(8) 「クール・タウン作戦」

「クール・タウン作戦」は、市内の住宅や公共施設等の壁面、ベランダ等に蔓性植物を利用した「みどりのカーテン」を設置し、真夏の建物の壁面温度上昇の抑制と緑化を推進することを目的としている。平成30年度は、みどりのカーテンを設置した住宅や教育機関、事業所等の写真を募集する「みどりのカーテンコンテスト」を実施し、個人の部、教育機関等の部、団体の部の3部門で、計28点の応募があった。

2 環境学習・啓発事業

環境の保全や創造に向けて、環境に対する市民意識の向上を図るため、環境学習事業及び各種啓発事業を実施している。

(1) 環境教室等（平成30年度）

主な事業	概要
夏休みこども環境教室 (里山編)	夏休み期間を利用し、昆虫探しや小川遊び、自然を活かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習を実施した。 (参加者数 小中学生等91人・保護者含む)
夏休みこども環境教室 (金目川生き物観察会)	夏休み期間を利用し、金目小学校とみずほ小学校の児童、平岡幼稚園の園児を対象とした金目川の生き物観察会を企画したが、台風のため中止となった。
こども環境教室 (海岸編)	相模湾の海浜植物の観察やウミガメについての講義、流木や貝殻、シーグラスを利用した工作を通して、海岸の自然とふれあう体験学習を実施した。(参加者数 小中学生27人(保護者含む))
夏休みこども環境教室 (エコキャンドル作り)	市内事業所や各家庭に一斉消灯を呼びかける「ライトダウンひらつか2018」の実施に合わせて、使用済みの油からろうそくを作る教室を実施した。(参加者数 小学生17人)
こども環境教室 (エネルギー編)	小学生を対象に燃料電池の仕組みを学び、実験をすることでエネルギーや環境の重要性を考える機会を提供した。(参加者数 小学生19人)
ひらつか環境ポスター・ 作文コンクール	小中学生を対象に、環境に関するポスターや作文を募集し、優秀な作品を表彰するとともに、市庁舎(ひらつか環境ファンクラブパネル展)で展示した。 (応募総数 ポスター224点 作文28点)
ひらつか環境フェア 2018	平塚市の環境への取組や環境保全団体の活動等のパネル展示による紹介及び子どもたち向けの環境教室を開催した。
環境・地球温暖化対策 出前講座	環境保全活動などで活躍している市民を講師として登録し、依頼により地域や学校に派遣した。平成30年度は11回実施し、延べ866人が受講した。
その他	緑化まつり等のイベントにおいて、環境に関する資料の展示・配布や太陽光パネルの展示等の普及啓発活動を実施した。

(2) 啓発資料（平成30年度に発行した印刷物）

名称	概要
ひらつかの環境	平塚市の環境の現状や、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に位置づけた施策・事業の、平成29年度の実施内容及び進捗状況を記載した。(A4版)
ひらつか環境測定レポート	平成29年度における大気汚染や水質汚濁等、市が公害監視測定を行ったデータを中心に掲載した。(A4版)

第2節 公害関係届出・立入検査等

1 指定事業所等設置状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例により設置の許可対象となる市内の工場・事業場の数及び平成30年度中の設置許可申請等の状況は、次のとおりである。

(単位：件)

29年度末 指定事業所数	設置許可数	廃止届出数	廃止確認	現況届数	30年度末 指定事業所数	変更許可数
470	0	5	0	0	465	27

2 苦情

平成30年度に市民から新たに寄せられた公害苦情の種類別件数は、次のとおりである。

(単位：件)

種 類	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	土壌汚染	その他	計
件 数	21	7	30	3	19	0	2	82

3 立入調査状況

公害防止の対策指導のため、6月の環境月間中、公害苦情発生時、届出受理時等に工場・事業場への立入調査を実施している。平成30年度中の立入件数は、次のとおりである。

(単位：件)

種 類	大気	水質	騒音振動	地盤沈下	悪臭	土壌汚染	その他	計
件 数	102	49	41	0	21	15	52	280

※その他は上記の種類以外の立入及び環境月間中の事業所立入等の合計

第3節 大気汚染

大気汚染の状況調査は、大気汚染防止法に基づき、連続測定機による常時監視及び有害大気汚染物質の常時監視を行っている。連続測定機は、二酸化硫黄を4地点、二酸化窒素を5地点、浮遊粒子状物質を5地点、一酸化炭素を1地点、光化学オキシダントを4地点、微小粒子状物質を1地点に設置、さらに、汚染の動向を調べるため、気象計は4地点に設置している。また、有害大気汚染物質の調査は、3地点で実施した。

測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質は、全ての測定地点で環境基準*を達成したが、光化学オキシダントは、全測定地点で環境基準を達成しなかった。また、有害大気汚染物質の環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定地点で環境基準を達成した。

なお、光化学オキシダントが高濃度になると、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令する。平成30年度は、湘南地域の注意報発令回数は1回で、被害の届出はなかった（全県での注意報の発令

回数は8回で、被害届出者は1人であった)。また、神奈川県は、微小粒子状物質 (PM2.5) の濃度が高くなる場合に備え、高濃度予報を行っている。平成30年度は、PM2.5の濃度が高くなると判定された日はなかった。

* 環境基準 環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

1 硫黄酸化物連続測定結果 (二酸化硫黄) (単位: ppm)

項目 \ 測定地点	大野公民館	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.001	0.000	0.001	0.000
日平均値の2%除外値	0.002	0.001	0.002	0.001

注: 環境基準 1時間値の1日平均値 (日平均値の2%除外値) が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

2 窒素酸化物連続測定結果 (二酸化窒素) (単位: ppm)

項目 \ 測定地点	大野公民館	松原歩道橋	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.020	0.015	0.015	0.012	0.011
日平均値の年間98%値	0.048	0.034	0.033	0.030	0.027

注: 環境基準 1時間値の1日平均値 (日平均値の年間98%値) が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

3 浮遊粒子状物質連続測定結果 (単位: mg/m³)

項目 \ 測定地点	大野公民館	松原歩道橋	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.019	0.017	0.016	0.021	0.019
日平均値の2%除外値	0.048	0.046	0.049	0.051	0.050

注: 環境基準 1時間値の1日平均値 (日平均値の2%除外値) が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下

4 微小粒子状物質連続測定結果 (単位: μg/m³)

項目 \ 測定地点	旭小学校
年平均値	11.2
日平均値の年間98パーセントイル値	24.8

注: 環境基準 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値 (日平均値の年間98パーセントイル値) が35μg/m³以下

5 光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出者数

(単位：回)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	被害届出者数
発令回数	0	0	0	0	1	0	0	1	0人

第4節 水質汚濁

水質汚濁の状況調査は、神奈川県公共用水域水質測定計画及び神奈川県地下水質測定計画に基づく各種水質測定並びに本市主要河川である金目川、相模川流入排水路等の平塚市独自の水質測定からなる一般環境調査並びに汚濁発生源である工場・事業場からの排水調査等を順次行っている。

一般環境調査のうち、河川と海域については、平成30年度に神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定として、河川2地点、海域1地点で計108回の採水を行い、延べ2,928項目の測定を実施した。その結果、河川のBOD、海域のCODは環境基準（環境基準は、75%値で評価）を達成した。

地下水については、神奈川県地下水質測定計画に基づく概況調査13地点（定点調査8地点、メッシュ調査5地点）と継続監視調査11地点の計24地点について、年1回、延べ540項目の測定を実施した。その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については4地点、テトラクロロエチレンについては1地点、砒素については1地点でそれぞれ環境基準値を超過した。環境基準値を超過した地点については追跡調査を実施し、監視を続けている。

さらに、平塚市独自の河川水質測定地点として21地点を定め、140回の採水を行い、延べ3,166項目の測定を実施した。その結果、相模川流入排水路である鹿見堂排水路のBODが流入する河川の環境基準値と比較すると上回っていた。また、金目川水系三沢川のpH、榎田排水路のBODが環境基準値を超過した。

1 水質状況調査結果

(1) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（河川）

項目		pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水 回数	延測定 項目数
測定地点							
鈴川	下之宮橋	7.7	1.9	5	7.9	48	1,192
渋田川	立堀橋	7.6	2.0	17	8.0	48	1,192
基準値		6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—	—

(2) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（海域）

項目		pH 平均	COD 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水 回数	延測定 項目数
測定地点						
相模湾	平塚沖	8.2	1.0	7.6	12	544
基準値		7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	—	—

(3) 神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定（地下水）

区 分	地点数	採水回数	延測定項目数	基準超過地点数
定 点 調 査	8	1	280	0
メッシュ調査	5	1	175	1
継続監視調査	11	1	85	5

(4) 相模川水系

測定地点		項目	pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
		相模川 流入	天神森排水路	8.3	1.0	3	12.4	4
鹿見堂排水路	7.1		5.2	1	7.3	4	94	
馬入排水路	7.8		0.8	5	7.3	4	94	
基準値		6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	—	—	

(5) 金目川水系

測定地点		項目	pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
		金目川 流入	土屋橋歩道橋	8.0	1.0	2	9.4	12
吾妻橋側道橋	8.2		0.7	1	10.2	12	222	
東雲橋	8.2		0.7	3	10.0	12	264	
下花水橋	8.0		1.2	7	9.5	12	264	
寺分大橋	8.2		1.0	2	10.6	4	98	
三笠川	8.2		1.2	3	9.4	4	98	
下河原橋	8.1		1.3	5	10.0	4	98	
鈴川 流入	三沢川	8.7	2.4	6	12.9	4	98	
	舟橋	7.9	1.4	5	9.6	12	264	
	平塚橋	7.9	1.6	12	9.5	12	264	
	榎田排水路	8.2	6.4	12	10.0	4	98	
渋田川 流入	金田排水路	7.9	2.2	7	9.5	4	98	
	十二貫橋	8.1	2.0	12	10.3	4	98	
	土安橋	7.8	2.2	11	9.1	12	264	
	歌川	7.9	1.8	10	9.2	4	98	
	笠張川	7.9	1.0	5	9.9	4	98	
新土井口橋	新土井口橋	7.8	1.9	8	8.4	4	98	
	基準値	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—	—	

(6) 葛川水系

測定地点		項目	pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
		不動川	中 沢 橋		8.3	2.2	2	11.2
基準値			6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

※pH：水素イオン濃度、 SS：浮遊物質、 DO：溶存酸素量、 BOD：生物化学的酸素要求量
COD：化学的酸素要求量

2 工場・事業場、地下水等

区 分	検体数	延測定項目数
工場・事業場	33	479
その他地下水等	50	326

第5節 土壌の汚染

典型7公害に対応する最後の法律として、土壌汚染対策法が平成14年に成立、平成15年2月15日から施行されている。土壌汚染の調査の対象となる土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、若しくは一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認める土地、若しくは土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地となっている。土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を健康被害のおそれの有無に応じて要措置区域、形質変更時要届出区域に指定する。

本市における平成30年度の土壌汚染対策法の施行状況は、土壌汚染対策法第3条に基づく調査結果の報告が1件、同法第3条ただし書の確認申請が5件、同法第4条第1項の形質の変更の届出が16件、同法第4条第2項に基づく調査結果の報告が3件、同法第4条第3項に基づく調査結果の報告が2件、同法第14条に基づく指定の申請が0件、同法第6条に基づく要措置区域の指定が0件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定が2件となっている。

第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法で義務付けられている自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動の自主測定を実施している。

自動車騒音常時監視では、市内主要幹線道路 11 区間（主要道路 7 区間、併設道路 4 区間）の現況調査を実施し、評価を行った。各調査区間における環境基準の達成率は、92.0～100%であった。

自動車騒音・振動の自主測定については、市内の主要な道路の 5 路線・6 地点で測定を実施した。騒音は、6 地点のうち、全時間帯で環境基準値以下であったのは 3 地点、全時間帯で環境基準値を超過したのは 1 地点であった。昼間、夜間ではそれぞれ 4 地点が環境基準値以下であった。振動は、全ての測定地点で要請限度値*1を下回った。

新幹線鉄道騒音・振動の自主測定については、沿線の住居地域 6 地点で測定を実施した。騒音は、4 地点で環境基準値を超過した。振動は、5 地点で勧告指針値*2以下であった。

1 平成 30 年度自動車騒音常時監視結果

(単位：dB)

道路名	測定地点	等価騒音レベル LAeq*3		環境基準達成率 (%)		
		昼間	夜間	昼夜とも	昼間	夜間
一般国道 271 号線 (小田原厚木道路)	平塚市広川 594-1	54	50	94.7	99.8	94.7
一般国道 271 号線 (小田原厚木道路)、 相模原大磯線×2(※)	平塚市岡崎 3819-3	70	67	100.0	100.0	100.0
一般国道 271 号線 (小田原厚木道路) 相模原大磯線×2(※)	平塚市城所 544	69	66	92.0	100.0	92.0
下糟屋平塚線	平塚市小鍋島 271-1	65	59	100.0	100.0	100.0
幹線 29 号東海道本通り線	平塚市見附町 31-2	65	61	100.0	100.0	100.0
幹線 43 号海岸南中線	平塚市明石町 25-11	63	58	100.0	100.0	100.0
幹線 31 号駅前大通り線	平塚市明石町 2-8	61	56	100.0	100.0	100.0

注：環境基準 昼間（6時～22時）70dB 夜間（22時～6時）65dB

(※)主要道路（一般国道 271 号線（小田原厚木道路））の上下線各両端に隣接する 2 区間を併設道路として、主要道路に含めて調査している。

2 平成 30 年度自動車騒音・振動自主測定結果

(単位：dB)

測定地点	測定値	等価騒音レベル LAeq*3				振動レベル L10			
		昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度値	夜間	要請限度値
平塚秦野線（南原）		70	70	64	65	30	65	24	60
一般国道 1 号線（天沼）		66	70	61	65	40	70	35	65
一般国道 129 号線（田村①）		68	70	65	65	40	65	37	60
藤沢平塚線（田村②）		69	70	68	65	44	70	37	65

平塚秦野線（南金目）	74	70	68	65	49	65	41	60
幹道 15 号吉沢土屋線（上吉沢）	69	65	60	60	42	65	30	60

※騒音 昼間（6時～22時） 夜間（22時～6時）

※振動 昼間（8時～19時） 夜間（19時～8時）

3 平成30年度新幹線騒音・振動自主測定結果 （単位：dB）

測定地点（近接軌道）	騒音	振動
根坂間（下り「高架」） ^(※)	68	71
大神（下り「盛土」）	73	68
入野（下り「盛土」）	70	63
豊田本郷（上り「高架」）	71	57
豊田本郷緑地（下り「盛土」）	73	66
長持（下り「盛土」）	72	54

注：環境基準（騒音） 70dB 勧告指針値（振動） 70dB

(※)保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とする。

- *1 要請限度値 自動車から発生する騒音・振動が、環境省が定める自動車騒音の許容限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれているおそれがある場合、公安委員会に対して道路交通法の規定により車両の通行禁止等の措置を要請することのできる自動車騒音・振動の基準値のこと。
- *2 勧告指針値 昭和51年3月12日環境庁から公布された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により示された指針値
- *3 等価騒音レベル (LAeq)
変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもので、国際的にも広く採用されている。単位はdB。

第7節 悪臭

悪臭は、悪臭物質が人に不快感・嫌悪感を与え、これにより周辺住民の生活を損なう感覚公害である。本市では、複数の物質が複合した臭気などに対応するため、悪臭防止法の規定による臭気指数規制を導入している。

平成30年度の悪臭による苦情件数は19件で、季節を問わず苦情が寄せられている。悪臭苦情は、発生源が不明の場合が多いことも特徴である。一方、発生源が特定できた場合には、建物の密封化・脱臭装置の管理の徹底など、個々の対策を指導している。しかし、臭気を100%除去することは、技術的・経済的にも極めて難しいことや、小規模事業所や飲食店等、住宅と極めて近い場所が発生源となっていることなど、悪臭苦情の解決は困難な状況となっている。

第8節 地盤沈下

地盤沈下調査として、観測井による地下水位測定調査及び地下水塩水化調査を実施している。

地下水位測定調査は、観測井戸4箇所で行った。地下水塩水化調査は、17地点で2回実施した。塩化物イオン濃度が200mg/Lを超えるものを塩水化というが、平成30年度に塩水化が確認された地点は7地点であった。

1 観測井戸による観測結果

松 原		四 之 宮		金 田		大 原	
平均水位		平均水位		平均水位 (T.P.m)		平均水位	
(T.P.m)		(T.P.m)		本 管	側 管	(T.P.m)	
-0.83		0.48		7.17	7.46	-0.03	

※ (T.P.m) 東京湾平均海面 (最後のmは単位のメートルを表す。)

2 地下水塩水化調査結果

(単位:mg/L)

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7月	9	9	8	8	8	—	26	220	280	250	240
1月	9	9	9	8	8	—	23	220	160	190	210

地点	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
7月	110	520	—	—	390	520	200	180	—	—	140
1月	110	550	—	—	490	540	110	200	—	—	150

注：地点No. 6は平成21年度、地点No. 15は平成11年度、地点No. 20は平成25年度、No. 21は平成28年度、No. 14は平成29年度に測定井戸を廃止した。

平成30年度地下水塩水化調査地点図

平成30年7月



平成31年1月



塩化物イオン濃度 ○ 200 mg/L 以下 ● 200 mg/L を超える

第9節 埋立て等の規制

平塚市埋立て等の規制に関する条例は、良好な自然環境と生活環境の保全及び土砂流出等の災害防止を目的として平成10年7月に施行された。

条例施行後は、市内西部の丘陵地にみられた不法な埋立て行為は減少し、水田を畑に転用する農地造成が主となっている。

埋立て等の許可状況

年度	許可件数	面積	申請内容 (件)		埋立ての内容 (件)	
			農地造成	その他の埋立て	埋立て	盛り土
28	6	6,268㎡	4	2	0	6
29	2	5,595㎡	1	1	0	2
30	7	8,763㎡	4	3	0	7

第10節 自然環境

1 里山保全

吉沢から土屋にかけての西部丘陵地域には、まとまった緑が広がり、貴重な自然環境が残されている。その一方で、人の手が入らなくなったことにより里山が荒廃するなど、自然環境保全のための施策が必要となっている。

平成17年度に「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめた。その中で特に土屋字頭無地区は、地区全体が典型的な里地・里山の景観を形成しており、特に谷戸の農地と合わせて里山体験場所に適していることがわかった。そこで、この地区を里山保全モデル地区と位置づけて荒廃した里山を市民との協働で復元することとした。

平成30年度は、借り上げた約10,510㎡の土地で、土屋字頭無地区里山保全協議会委員をはじめ、市民ボランティア、市民活動団体とともに、7回の里山保全活動を実施した。

活動としては、生物調査をはじめ、畑作りや散策路の整備のための下草刈り、間伐を実施した。

2 鳥獣保護

(1) 鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域<銃器>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区(鳥獣の保護を図るために指定され、鳥獣の捕獲等が禁止される区域)1区域と特定猟具使用禁止区域<銃器>(危険の予防又は静穏の保持のため、銃器を使用した鳥獣の捕獲等が禁止される区域)7区域が県知事により指定されている。

鳥獣保護区の指定状況（平成30年度末 計1区域 358ha）

名称	区域	面積 (ha)	指定期間
高麗山	平塚市及び大磯町の高麗山周辺	358	平成 21. 11. 1～令和元年 10. 31

特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定状況（平成29年度末 計7区域 5,881.7ha）

名称	区域	面積 (ha)	指定期間
土屋	土屋地区全域、上吉沢地区の一部	742.4	平成 23. 11. 1～令和 3. 10. 31
相模川河口	平塚市域の相模川の河口	174.5	平成 23. 11. 1～令和 3. 10. 31
平塚相模川	平塚市域の相模川の周辺	90.0	平成 25. 11. 1～令和 5. 10. 31
平塚大磯	平塚市東部及び大磯町の一部	4,230.4	平成 22. 11. 1～令和 2. 10. 31
金目川	平塚市域の金目川の周辺	110.0	平成 30. 11. 1～令和 10. 10. 31
平塚北部	真田、ふじみ野地区全域、北金目、南金目、岡崎、寺田縄地区の一部	534.4	平成 22. 11. 1～令和 2. 10. 31
大島・大神	大島地区・大神地区の一部	220.4	平成 23. 11. 1～令和 3. 10. 31

(2) 鳥獣に関する相談等

平成12年4月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可権限の一部が県から移譲され、野生鳥獣に関する市民からの相談や通報が多数寄せられている。相談や苦情の大半は、駆除又は保護の要請であり、アライグマ・ハクビシン・カラス・ドバトが中心となっている。

野生鳥獣に関する相談・通報件数

(単位: 件)

年度	アライグマ	ハクビシン	タヌキ	アナグマ	イノシシ	ドバト	カラス	その他	不明	総計
28	7	10	5	0	9	8	18	13	3	73
29	16	33	11	0	7	7	21	34	10	139
30	35	38	9	2	30	16	31	59	28	248

(3) 特定外来生物対策

平成17年6月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、もともとは分布していなかった地域に新たに人為的に持ち込まれた生物（外来生物）のうち、生態系や農林水産業等に被害を与えるおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育・運搬等を禁止するとともに、既に野生化しているものについては、計画的に防除することとなった。

現在、アライグマやタイワンリス等が特定外来生物に指定されており、特にアライグマは、横須賀市、鎌倉市など三浦半島地域の市町を中心に県内全域に生息域を拡大し、農業被害や家屋に侵入する等の生活被害をもたらしているため、県では、平成18年3月にアライグマ防除実施計画を策定した。その後、対策を強化して進めることが必要のため、目標を「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」とし、平成28年4月に第3次アライグマ防除実施計画として改訂した。

本市では、平成18年に市内で初めてアライグマが捕獲され、平成30年度も98頭が捕獲されている。今後分布の拡大に注意が必要であり、県及び県内市町村と連携して防除対策を進めていく。

第10章 環境衛生

環境政策課、収集業務課、環境保全課、環境施設課

第1節 ごみ処理

ごみの排出状況

(単位 t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源再生物	粗大ごみ	有害ごみ	直接搬入ごみ	総排出量
27	59,665	3,034	17,126	280	53	4,996	85,154
28	59,826	3,027	16,900	234	12	4,540	84,539
29	58,988	2,631	16,839	253	55	4,379	83,145
30	58,346	2,658	16,511	242	63	4,169	81,989

資源再生物等の収集内訳

(単位 t)

年度	古紙類	空き缶類	金属	ビン	布類	廃食用油	ペットボトル	容器包装プラスチック(プラクル)	剪定枝	小型家電	合計
27	7,356	948	798	1,910	1,228	112	934	3,024	808	8	17,126
28	7,056	922	781	1,840	1,185	110	888	2,950	1,159	9	16,900
29	6,742	916	800	1,802	1,219	109	895	2,932	1,303	121	16,839
30	6,532	938	867	1,738	1,250	106	974	2,989	1,004	113	16,511

*剪定枝は平成27年10月から戸別の各戸収集を開始した。

*平成30年度の数値は速報値。

家庭のごみの出し方

- ① 可燃ごみ・・・ステーション方式
- ② 不燃ごみ・・・ステーション方式
- ③ 有害ごみ(乾電池、体温計・血圧計(水銀)、ライター類)・・・ステーション方式
- ④ 資源再生物・・・ステーション方式
古紙類(新聞、雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類)、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチック(プラクル※)
- ⑤ 粗大ごみ・・・予約申込制(有料)
大型家具、ベッド、ふとん等
- ⑥ 小型家電(電気や電池で動く家電製品で回収ボックスの投入口横30cm×縦15cmに入る奥行20cm程度の大きさの物)例:携帯電話、ゲーム機、デジカメ、コード等・・・公民館等の回収ボックス
- ⑦ 剪定枝・・・予約申込制(無料)

※「プラクル」とは平塚市における容器包装プラスチックの愛称

1 収集状況

(1) 可燃ごみ

一般家庭の可燃ごみの収集は、市の直営収集で、全市域を定日収集している。収集回数は週2回で、平成24年度まで一部の地域で週3回収集を行っていた。集められたごみは、高効率ごみ発電施設(ごみ焼却施設)において処理している。

なお、事業系の一般廃棄物については収集運搬許可業者への委託又は処理施設へ自己搬入させ

ている。

(2) 不燃ごみ

平成 29 年 4 月から委託による月 2 回の定日収集で、粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。

(3) 有害ごみ

有害ごみは、乾電池と体温計・血圧計（水銀）、ライター類を指定している。有害ごみは、外部委託処理している。

(4) 資源再生物

古紙類（新聞、雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類）、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）に分別している。ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラクル）を除く資源再生物は、月 2 回の定日収集で、回収は平塚市資源回収協同組合が行い、資源化されている。

なお、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）については、週 1 回の定日収集で、回収は市が実施し、資源化している。また、市は、自治会に対して回収された資源再生物を 1 kg あたり 5.5 円で算定し、資源再生物買上金として支払いを行っている。

(5) 粗大ごみ

家庭で不要となった大きな家具類等の粗大ごみは、市民からの申込みで有料で収集運搬し、処理をしている。

(6) 犬・猫等小動物の死体処理

犬・猫等小動物の死体処理は、市民からの連絡により、ペットは有料、飼い主が不明のものは無料で引取り、小動物焼却処理施設で焼却処理している。

(7) 不法投棄

不法投棄については、防止対策に努めているが、廃家電、廃材等が不法投棄されている。

これらの投棄物は、土地等の管理者責任を前提としているが、公共性のある場合には収集運搬処分し、市民の生活環境の保全に努めている。

2 車両保有状況

種 別	車両タイプ	台数
ごみ収集車（可燃）	2ト車	16
〃（〃）	3.5ト車	31
〃（不燃）	3.5ト車	3
計		50

種 別	台数
深 ダ ン プ	6
平ボディトラック	2
バ ン	1
軽 ラ イ ト バ ン	4
計	13

○その他の車両

深ダンプ	1台
ショベルローダー	4台
フォークリフト	5台

3 処理施設

(1) 高効率ごみ発電施設（ごみ焼却施設）

「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づく、ごみ処理広域化施設として建設され、平成 25 年 10 月に本稼働した。日量 315t の処理能力があり、焼却熱を最大限に回収し高効率発電(最大出力:5,900kw)を行っており、更に余熱を、施設内の暖房、給湯に利用する他、余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）の給湯にも利用している。

本施設から排出される焼却残渣(灰、不燃物等)は、資源化業者によって全量資源化している。

(2) 粗大ごみ破碎処理施設

この施設は、粗大ごみ、不燃ごみを破碎選別し、可燃物、不燃物、磁選物、アルミニウムに分別する中間処理施設である。粗大ごみ等を焼却処理できるように破碎し、金属資源を選別することによりごみの資源化・減量化を図っている。平成元年 3 月に完成し、処理能力は 55t/5h である。

(3) 資源化等施設

平塚市リサイクルプラザ（愛称：くるりん）は、資源再生物のうち、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の 4 品目を資源化する工場部門と、広く市民に資源物の資源化・減量化及び環境負荷の低減について理解することのできる啓発機能を併せ持つ施設で平成 16 年 3 月に完成した。処理能力は 46.86 t/日である。

(4) 小動物焼却処理施設

平成 7 年 4 月に更新整備し、平成 22 年 8 月に現在の場所に移設整備した。この施設の特徴は、2 次燃焼室と電気集じん機を設置し、脱臭、脱煙、脱ばいじんを考慮した施設である。処理能力 100 kg/2h とした。

(5) 一般廃棄物最終処分場

現在使用している遠藤原一般廃棄物最終処分場は昭和 58 年度に完成した。この処分場は、全面に遮水シートを敷き、浸出水処理施設を備えた管理型埋立地である。将来の埋立量を予測する中で全体計画を 2 期に分け、第 1 期は 10 年間の埋立量を目標に整備した。埋立容量は、223,000 立方メートル（第 1 期計画分）である。7 年間の延命が図られ平成 13 年度に埋立てを終了した。第 2 期は平成 6 年度から 3 か年継続事業で平成 8 年度に完成した。埋立容量は、233,000 立方メートルで平成 13 年度から埋立てを開始した。また、平成 19 年度には、埋立終了地浸出水量抑制対策工事を実施した。

第 2 節 ごみの減量化・資源化活動

1 ごみの減量化・資源化イベント

多くの方にごみの減量化や資源化に関心を持っていただくため、以下のイベントを実施した。イベントの主な内容は、リサイクル品の販売、フリーマーケットによる 3R の啓発等。

平成 30 年度実施内容

実施月日	イベント名	実施場所
12 月 1 日(土)	くるりんまつり	リサイクルプラザ

2 清掃業務見学会

ごみの出し方については「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」等により市民に周知しているが、その後ごみがどのように処理されているかなど、市民がごみ処理の業務内容と施設を見る機会はあまりない。そこで、ごみに対する理解をより深めてもらうために市内の各種団体を対象に、昭和 61 年度から、ごみ処理施設の見学を実施している。平成 30 年度は、16 回実施し、297 人の市民が参加した。

3 ごみ学級

「ごみの分別の仕方やし出し方」「資源再生物について」など、ごみに関するモラルの向上を図るため、小学校 4 年生の社会科で行うごみの学習として昭和 62 年度から実施している。平成 30 年度は、27 校で実施し、2,110 人の児童が参加した。

4 平塚市ごみ減量化推進委員会

ごみの減量化運動には、市民の英知の結集が必要であるという観点から、実際にごみの排出に携わっている市民の参加を各自治会単位でお願いし、ごみの減量に対する意見を出してもらい、それを基にして市民が実践しやすい施策をつくりあげていくために組織された団体である。平成 30 年度は、分別の徹底、マイバッグ推進キャンペーン、マイバッグ持参率調査、生ごみの水きり推進、リサイクル製品の使用拡大・普及、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及、ごみ減量化推進委員会だよりの発行等に取り組んだ。

5 生ごみの減量化・資源化対策

生ごみの減量化・資源化のために、「土から土へ」を合い言葉に、平成 2 年度からコンポスター（生ごみ処理器）の廉価販売を行っている。平成 30 年度は、44 個を販売した。

6 平塚市ごみの減量化・資源化協力店制度

事業者、消費者、行政等が互いに協力しながら、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 7 年 4 月 1 日から西海岸商店振興組合をモデル地区として実施し、平成 8 年度から全市対象に募集をした。

この制度は、市が商店をごみ減量化・資源化協力店として募集し、協力店として登録した店舗は包装の簡素化、買物袋の持参の推進などを行うものである。平成 30 年度末現在で 168 店が協力店として登録している。

7 ごみの減量化・資源化のキャラクターの設置

ごみの減量化・資源化の推進や環境保全を図る啓発対策として、親しみやすく覚えやすい統一キャラクターに「サイ」を採用し市民からその愛称名を広く公募して平成8年2月に決定した。

公募の結果、親しみやすくかわいらしい愛称名「クルクル」が小学生によってつけられた。

このキャラクター「サイ」のクルクルには次の意味も含まれている。

- ・資源のリサイクルを図ろう。
- ・リサイクルされた物のサイ利用を進めよう。
- ・ごみをなるべく出さない（プレサイクル）

現在、クルクルは、市民にごみ問題、環境問題に関心を深めてもらうために、減量化・資源化のシンボルとして、ごみの減量化・資源化協力店「地球にやさしいお店」の店頭用ステッカーやポスター・チラシ等に使用される他、各種イベントでのPR活動等の地球にやさしいライフスタイルの啓発運動などに役立ち、愛嬌のあるキャラクターとして広く市民に親しまれている。



ごみの減量化・資源化のキャラクター
「クルクル」

第3節 美化運動

1 地区美化

(1) 推進方針

美しい自然の保護と住みよい生活環境づくりを目指し、地域の自主的活動によりこの問題に取り組んでいる。本市は、“住みよいまち ひらつか”を目標に、この運動が更に地域に定着するよう美化運動の浸透、啓発に努めている。

美化運動推進の基本方針は、次のとおりである。

- ア 美化意識の普及・高揚、公衆道徳を浸透させるため、広報紙等により広報活動を積極的に展開する。
- イ 地域住民による自主的な美化活動の促進を図る。
- ウ 関係各機関と連絡を密にし、公共の場の環境美化に努めるとともに効果的運動の展開を図る。

(2) 実施事業

- ア 平塚市地区美化推進委員長連絡協議会等の開催
- イ 広報事業として啓発物品の配布、啓発看板の設置
- ウ まちぐるみ大清掃の実施(年2回)
- エ 地区美化運動推進事業に対する補助金の交付
- オ 美化推進モデル地区制度の推進

第4節 し尿処理

1 収集状況

本市におけるし尿処理方法を大別すると、「公共下水道及び浄化槽による水洗化处理」「くみ取り処理」の2方式に分けられる。

一般家庭及び事業所等のくみ取り処理については、2業者に収集、運搬を委託している。収集回数は、一般家庭では20日サイクルで、従量制が適用される事業所等については必要の都度収集を行っている。

2 収集人口の推移

本市における定額制収集人口は、公共下水道の普及に伴い、年々減少傾向にある。

年 度	定 額 制		従 量 制 (件 数)
	人 口 (人)	世 帯	
28	801	467	175
29	720	421	170
30	640	377	165

3 処理状況

本市のし尿処理施設は、大磯町とのごみ処理広域化計画に基づいて、平成22年3月31日をもって搬入を停止した。平成22年度に施設の廃止を行い、解体した。平成22年4月1日からは市外の施設へ搬出し処理を行っている。

し尿・浄化槽汚泥搬出量

年 度	搬 出 量	稼働日数	一日平均搬出量	延収集台数	収 集 日 数
28	7,660kl	365日	21.0kl	3,947台	243日
29	7,185kl	365日	19.7kl	3,645台	246日
30	6,685kl	365日	18.3kl	3,379台	244日

第5節 公衆便所の維持管理

市内の公衆便所のうち、収集業務課で維持管理しているものは次の3箇所、清掃は業者委託により行っている。

公衆便所名	所 在 地	清掃回数
平塚駅北口公衆便所	平塚市宝町1番2号（JR平塚駅北口自転車駐車場内）	毎日 5 回
市営紅谷町駐車場内公衆便所	平塚市紅谷町18番8号	毎日 2 回
須賀港公衆便所	平塚市千石河岸64番6号	毎日 1 回

第6節 狂犬病予防事業

狂犬病予防事業は平成12年度から地方分権により自治事務となった。

犬の登録と狂犬病予防注射を、4月に市内の公民館、公園等で集合方式により実施した。平成30年度末の登録頭数は15,487頭である。

第7節 猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度

猫の不妊及び去勢手術補助金制度を平成19年10月1日から開始した。

申請者は市内に住所を有することが条件であり、平成22年度からは対象を野良猫のみに限定した。補助の内容は、手術に要した費用のうち不妊手術（メス）は4,000円、去勢手術（オス）は2,000円または手術費の2分の1のいずれか低い額となる。平成30年度は535件（うちメス326件、オス209件）に対し補助を行なった。

第8節 地域猫

平成23年度から、野良猫対策の一環として、協働事業による「地域猫活動」を実施し、野良猫問題に困っている自治会や地域と協議を重ね、活動の活性化に向け調整を図っている。

※地域猫活動・・・地域に生息する野良猫を地域のルールに基づいて、エサやり、トイレの設置、不妊・去勢手術の実施、周辺の清掃などを経て、一代限りの生を全うさせるという活動。

第9節 水道法関連事業

専用水道等に関する事務は、平成25年度に神奈川県から権限移譲を受けた。立入検査や届出書の受理を行っている。平成30年度は、専用水道9か所、小規模水道1か所に立入検査を実施した。